

【全事業】令和5年度進行管理事業実績一覧

★成果指標を設定した事業内容

基本的 取組	施策の 方針	施策の 方向	項目	事業 番号	事業 名	事業 内容	担当課	新規・ 継続	事業 番号 第3次	令和5年度事業計画	現状値 (R3)	実績値 (R5)	令和5年度実績報告	事業の 進捗状況 A順調 B概ね順調 C一部未実 施あり	人権に配慮し た点	目標値 (R6)	令和6年度 事業計画
1 人権教育及び人権啓発																	
1 (1) あらゆる場を通じた人権教育及び人権啓発の推進																	
1 (1) ① 学校における人権教育の推進																	
1 (1) ① ア. 発達段階に応じた人権教育の推進																	
1	(1)	①	ア	1		●児童生徒の発達の段階に応じた人権教育の推進	学校教育課	継続	1	○全教職員による全教育活動を通じた計画的・継続的な指導	—	—	○各校が発達段階や各校の実態に合わせて人権教育全体計画や年間指導計画を作成し、教育活動全体を通して、基礎的指導、間接的指導、直接的指導を行い、人権教育の推進を図った。	A		—	○全教職員による全教育活動を通じた計画的・継続的な指導
						●人権問題の正しい理解と解決に向けた学習の計画的な実施		継続	1	○各教科等の特性を生かした人権尊重の意識を高める指導	—	—	○年間指導計画に直接的指導を実施する時間を位置づけ、具体的な人権問題を取上げ、正しい理解と解決に向けた学習を実施した。	A	一人一人の考えを尊重する態度を育てている	—	○各教科等の特性を生かした人権尊重の意識を高める指導
						●道徳教育の充実（心を育てる学校教育の日）		継続	1	○道徳教育の要である道徳科における指導の充実 ○心を育てる学校教育の日・年1回「心を育てる学校教育の日（週間）」を各校で設定し、実施・公開する。	—	—	○各学校において、「心を育てる学校教育の日（週間）」を設定し、授業公開等を実施した。 ○学校便り等で、保護者や地域への周知・啓発を行った。 ○職員研修を実施し、道徳科の指導の充実を図った。	A		—	○道徳教育の要である道徳科における指導の充実 ○心を育てる学校教育の日・年1回「心を育てる学校教育の日（週間）」を各校で設定し、実施・公開する。
1 (1) ① イ. 学習内容及び指導方法の改善・充実																	
1	(1)	①	イ	2		●人権教育指導計画（校内の年間計画）の整備・改善	学校教育課	継続	2	○人権教育指導計画（校内の年間計画）の修正・改善・整備	—	—	○各校で整備・改善をし、下都賀地区人権教育研修会で共有した。	B	人権教育計画の見直しを行った	—	○人権教育指導計画（校内の年間計画）の修正・改善・整備の継続。
						●教育研究所による指導方法の研究・開発		継続	2	○人権教育研究員による研究・開発・人権啓発誌や資料の作成、意識調査、啓発動画の選定等	年8回	年8回	○教職員向け人権教育研修用資料「なかよし」の編集・発行。	A	教師が日々の教育活動において常に意識し、具体的な場面で生かせるよう、子どもたちの人権を尊重した教師のはたらきかけの事例や、人権に関する意識調査の変化等を掲載した。	年8回	○人権教育研究員による研究・開発・人権啓発誌や資料の作成、意識調査、啓発動画の選定等
1 (1) ① ウ. 教職員の資質・能力の向上																	
1	(1)	①	ウ	3		●小山市人権教育主任研修会	学校教育課	継続	3	○小山市人権教育主任研修会を必修研修として実施	年1回	年1回	○各校での人権教育を確実に推進するため、本計画の概要や小山市学校教育計画の内容を確認した。	A	すべての学校で、学校生活の中での具体的な場面を取り出して考えるなど、教職員の人権意識を高めるような研修を行った。	年1回	○小山市人権教育主任研修会を必修研修として実施
						●人権教育に係る校内研修の充実		継続	3	○「令和5(2023)年度人権教育推進の手引き」の内容の変更点の確認 ○「人権教育推進のためのQ&A」の内容確認	—	—	○人権週間等の期間に、各校の課題に合った研修を実施した。			—	○「令和5(2023)年度人権教育推進の手引き」の内容の変更点の確認 ○「人権教育推進のためのQ&A」の内容確認
						●中学校ブロック人権教育研修会の実施		継続	3	○授業研究会（基礎的・間接的・直接的指導の在り方）の実施 ○人権に関する講話やワークショップなどの実施	—	—	○参集型、オンライン研修を含む分散型で実施など、各校区の実情に応じた開催方法や回数は異なるが、工夫しながら人権教育の推進を目的とした研修会を行った。			—	○授業研究会（基礎的・間接的・直接的指導の在り方）の実施 ○人権に関する講話やワークショップなどの実施
						●教職員向け人権教育研修資料「なかよし」の作成		継続	3	○教職員向け人権教育研修資料「なかよし」を作成し、全教職員に配付	年2回	年2回	○校内研修で活用しやすいよう、こどもの人権について取り上げ、教職員の人権感覚を磨くような内容で作成した。			年2回	○教職員向け人権教育研修資料「なかよし」を作成し、全教職員に配付

【全事業】令和5年度進行管理事業実績一覧

★成果指標を設定した事業内容

基本的取組	施策の方針	施策の方向	項目	事業番号	事業名	事業内容	担当課	新規・継続	事業第3次番号	令和5年度事業計画	現状値(R3)	実績値(R5)	令和5年度実績報告	事業の進捗状況 A 順調 B 概ね順調 C 一部未実施あり	人権に配慮した点	目標値(R6)	令和6年度事業計画
1	(1)	②	家庭・地域における人権教育及び人権啓発の推進														
1	(1)	②	ア. 生涯にわたる学習機会の提供														
1	(1)	②	ア	4	●集会所講座			継続	4	○網戸中坪集会所 ふれあい体操講座 ○押切集会所 ふれあい体操講座 フレッシュ体操講座	各講座 年12回	各講座 年12回	○人間関係を深め、「自他の人権を尊重する精神」や「共生の心」などを養うことを目的に、2集会所で3講座を実施。それぞれの開講式に合わせ人権学習の機会を設けた。 延べ参加者数：395名	A		各講座 年12回	○網戸中坪集会所 ふれあい体操講座 ○押切集会所 ふれあい体操講座 フレッシュ体操講座
				4	○人権学習を取り入れた学級・講座の開設及びボランティア等の体験活動機会の充実 ○参加者の学習意欲を喚起する学習方法の研究・開発 ○指導者研修の充実・指導者の養育と資質の向上	●さわやか人権学習会（出前講座）	生涯学習課	継続	4	○中央公民館 宮沢賢治を読む（外部講師） ○大谷公民館 女性学級 ○大谷公民館 高齢者学級 ○間々田公民館 家庭教育学級 ○生井公民館 高齢者学級 ○寒川公民館 高齢者学級 ○穂積公民館 高齢・女性・男性学級 ○中公民館 女性学級 ○豊田公民館 女性学級 ○豊田公民館 高齢者学級 ○桑公民館 高齢者学級 ○納公民館 高齢者学級 ○ポケットの会 乳幼児保護者	年7回	年10回	○公民館等からの要請に基づき、様々な人権問題について、参加体験型の手法も取り入れつつ実施した。参加者からは新たな気づきを得たなど肯定的感想が寄せられた。 参加者数：202名	A	参加者に合わせ、参加体験型の手法を取り入れた。	年8回	○中央公民館（外部） ○大谷公民館 女性学級 ○間々田公民館 高齢者学級（外部） ○生井公民館 高齢者学級（外部） ○寒川公民館 女性学級 ○穂積公民館 高齢・女性・男性学級 ○中公民館 女性学級（外部） ○豊田公民館 女性学級 ○豊田公民館 高齢者学級 ○豊田公民館 親子人権学習会 ○桑公民館 高齢者学級 ○納公民館 高齢者学級（外部）
					●人権教育指導者一般研修			継続	4	人権講演会と兼ねて実施予定	年1回	年1回	○人権講演会と兼ねて実施。小・中・義務教育学校の教職員に参加要請を行い、54名が参加し、性的少数者（LGBTQ）の人権問題等について学んだ。			年1回	人権講演会と兼ねて実施予定
1	(1)	②	イ. 家庭や地域の教育力の向上														
1	(1)	②	イ	5	○家庭や地域が人権尊重の理念についての理解を深め、主体的に学習できる機会の提供	●まちづくり出前講座	人権・男女共同参画課	継続	5	○出前講座についてPRし、実施を進める。 講座名 「人権について考える～誰もが尊重される社会を目指して～」	—	—	○まちづくり出前講座の依頼件数 0件	B	新しい人権課題である、性的マイノリティへの理解やパートナーシップ宣誓制度・アウティング禁止についてとりあげた。	—	○人権についての出前講座は、生涯学習課 人権教育係で実施しており、今後の実施のあり方について検討していく。
					●人権啓発パンフレットによる啓発			継続	5	○分野別課題の中からテーマを決めて、人権啓発に関するパンフレットを作成し、市民に啓発する。2,000部作成予定 ○HP・SNS等を活用した啓発に努める。	—	—	○多様な性のあり方に関するリーフレット「色とりどりの性のあり方」を2,000部作成、関係機関等に配布し啓発。			—	○分野別課題の中からテーマを決めて、人権啓発に関するパンフレットを作成し、市民に啓発する。2,000部作成予定 ○HP・SNS等を活用した啓発に努める。
					●さわやか人権学習会（出前講座）		生涯学習課	継続	6	○中央公民館（外部講師） ○大谷公民館 女性学級 ○大谷公民館 高齢者学級 ○間々田公民館 家庭教育学級 ○生井公民館 高齢者学級 ○寒川公民館 高齢者学級 ○穂積公民館 高齢・女性・男性学級 ○中公民館 女性学級 ○豊田公民館 女性学級 ○豊田公民館 高齢者学級 ○桑公民館 高齢者学級 ○納公民館 高齢者学級 ○ポケットの会 乳幼児保護者	年7回	年10回	○公民館等からの要請に基づき、様々な人権問題について、参加体験型の手法も取り入れつつ実施した。参加者からは新たな気づきを得たなど肯定的感想が寄せられた。 参加者数：202名	A	身近なところから人権の大切さに気づくような展開の工夫と、相手の意見を傾聴する関係づくりに努めた。	年8回	○中央公民館（外部講師） ○大谷公民館 女性学級 ○間々田公民館 高齢者学級 ○生井公民館 高齢者学級（外部講師） ○寒川公民館 女性学級 ○穂積公民館 高齢・女性・男性学級 ○中公民館 女性学級（外部講師） ○豊田公民館 女性学級 ○豊田公民館 高齢者学級 ○豊田公民館 親子人権学習会 ○桑公民館 高齢者学級 ○納公民館 高齢者学級（外部講師）
					●人権学習会・研修会（学校等）			継続	6	未定（学校からの要請による）	年5回	年4回	○学校からの要請に基づき、児童・保護者対象に人権について講話を行った。その際、親しみやすく、かつ分かりやすいようにプレゼンソフトやワークショップ方式を取り入れた。 参加者数：1190名			年5回	穂積小150名、小山城南中650名、小山一小300名、大谷南小90名

【全事業】令和5年度進行管理事業実績一覧

★成果指標を設定した事業内容

基本的取組			施策の方針	施策の方向	項目	事業番号	事業名	事業内容	担当課	新規・継続	事業第3次番号	令和5年度事業計画	現状値(R3)	実績値(R5)	令和5年度実績報告	事業の進捗状況 A順調 B概ね順調 C一部未実施あり	人権に配慮した点	目標値(R6)	令和6年度事業計画
1	(1)	②	ウ. 市民への人権啓発の推進																
1	(1)	②	ウ	6	○市民が主体的に参加し、人権尊重の理解を深められるイベントの実施 ○内容・手法に工夫を凝らし、市民の意識・関心を喚起する啓発活動の実施 ○人権啓発資料の作成・配布及び広報活動の推進	●人権擁護委員と連携した啓発活動	人権・男女共同参画課	継続	7	○小学校7校を対象に、人権擁護委員による人権の花の贈呈及び人権講話を実施する。 (小山城北小、若木小、間々田小、網戸小、豊田小、柿橋小、羽川小) ○子ども向け人権学習会（なかよし学習会）の実施（城北児童センター） ○人権標語募集：毎年小学校3校を指定し、人権に関する標語を募集し、表彰及び立て看板を作成する。	—	—	○小学校7校を対象に、人権擁護委員による人権の花の贈呈及び人権講話を実施。 (小山城北小、若木小、間々田小、網戸小、豊田小、柿橋小、羽川小) ○子ども向け人権学習会（なかよし学習会）の実施（城北児童センター） ○人権標語募集：毎年小学校3～4校（羽川小、羽川西小、豊橋小、網義務教育学校）を指定し、人権に関する標語を募集し、表彰及び立て看板を各学校へ設置。	A	人権擁護委員による講話の実施では、小学生でも理解できるようなやさしい文章に配慮し、身近なところから人権尊重の大切さを考えられるよう工夫した。また、人権標語の公表をすることで、市民への啓発を実施した。	—	○小学校7校を対象に、人権擁護委員による人権の花の贈呈及び人権講話を実施する。 (小山第三小、東城南小、大谷北小、乙女小、寒川小、中小、絹義務)		
						●人権啓発パンフレットの作成	継続	7	・分野別課題の中からテーマを決めて、人権啓発に関するパンフレットを作成し、市民に啓発する。 2,000部作成予定	—	—	○多様な性のあり方に関するリーフレット「色とりどりの性のあり方」を2,000部作成、関係機関等に配布し啓発。	—			○分野別課題の中からテーマを決めて、人権啓発に関するパンフレットを作成し、市民に啓発する。 2,000部作成予定			
						●人権講演会の開催	継続	8	○講師 杉山 文野 氏（トランスジェンダー） 演題「生きづらさ」を乗り越え、幸せになるためのヒント～ダブルハッピネス 辛さが2倍なら楽しさも2倍～ 期日 8月18日（金） 会場 市文化センター 小ホール *大ホール工事期間中	未実施	参加者満足度 99%	A	啓発紙の作成に当たっては、全てにルビをふるなど、誰もが読みやすくなるよう工夫した。また、冒頭に「多様性」について考える4コマ漫画を配置し、親しみやすい紙面構成とした。	参加者満足度 90%	○講師 渡部 陽一 氏（戦場カメラマン） 演題「戦場の現場から折りを捧ぐ ～命の大切さ 互いを愛し、敬いあうこと～」 期日 8月20日（火） 会場 文化センター大ホール				
						●啓発リーフレット「おやま」の作成（全戸配布）	生涯学習課	継続	8	○人権啓発リーフレットを作成し、12月1日広報おやまの配布に合わせ、全戸配布する。 内容は、L G B T Qほか。	年1回			年1回	年1回	○人権啓発リーフレットを作成し、12月1日広報おやまの配布に合わせ、全戸配布する。内容は「戦争と人権」「アイヌの人々の人権（高橋房治氏の紹介）」ほか。			
						●ホームページ「生涯学習課人権教育」の更新	継続	8	○随時更新	年13回	年7回			年10回	○随時更新				

【全事業】令和5年度進行管理事業実績一覧

★成果指標を設定した事業内容

基本 的 取 組	施 策 の 方 針	施 策 の 方 向	項 目	事 業 番 号	事 業 名	事 業 内 容	担 当 課	新 規 ・ 継 続	第 3 次 事 業 番 号	令和5年度事業計画	現 状 値 (R3)	実 績 値 (R5)	令和5年度実績報告	事業の 進捗状況 A順調 B概ね順調 C一部未実 施あり	人権に配慮し た点	目標値 (R6)	令和6年度 事業計画		
1	(1)	③	企業・団体等における人権教育及び人権啓発の推進																
1	(1)	③	7		○企業や団体等における人権啓発研修への講師派遣等、自主的な教育・啓発活動に対する支援	●企業のイベントにおける人権擁護委員との協働による啓発の実施	人権・男女共同参画課	継続	9	○小山市農業祭、コマツや富士通のフェスティバルなどに出向いて、来場者へ人権啓発パンフレット等を配布して啓発する。	—	—	○小山市農業祭、野木町産業祭11月11日(土)、コマツフェスティバル11月12日(日)の来場者へ人権啓発パンフレット等を配布して啓発した。	A	市民が多数参加するイベントで、子ども向け、大人向け啓発物品を用意し、全ての層の方へ人権意識の啓発を行えるよう工夫した。	—	○小山市農業祭、コマツや富士通のフェスティバルなどに出向いて、来場者へ人権啓発パンフレット等を配布して啓発活動を実施。		
						●企業に向けた啓発資料配布		新規	9	○人権啓発パンフレットを企業に配布する。	—	—	○ワークライフバランス認定事業所を対象に、人権啓発パンフレットを配布した。			—	○人権啓発パンフレットを企業に配布する。		
						●企業・団体の人権研修への講師派遣		継続	10	○太陽生命 人権研修	年1回	—	○日程調整がつかず未実施。 ※人権啓発クリアファイルを独自に作成し市内企業に配付。		アンコンシャスバイアスや人権三法等について取り上げた。	年1回	未定（企業からの要請による）		
						●市職員研修への講師派遣	生涯学習課	継続	12	○新任係長級人権研修 5月11日(木) ○新採用職員人権研修 7月5日(水) ○初級職員人権研修 7月27日(木)	年3回	年3回	○職員研修所と連携し、新任係長や新採用職員、初級職員(採用3年目)を対象にそれぞれの職位に応じた人権研修を実施した。 参加者数：150名	B		年4回	○新任係長級人権研修 5月9日(木) ○新採用職員人権研修 7月3日(水) ○初級職員人権研修 8月1日(木)・29日(木)		
1	(2)	特定職業従事者に対する人権教育及び人権啓発の推進																	
1	(2)	①	行政・教育・医療・福祉等の従事者に対する人権教育及び人権啓発																
1	(2)	①	8	○人権に関わりの深い特定の職業に従事する者への人権研修や講演会の実施 ○関係機関が行う研修等への支援	●特定職業従事者人権研修会の実施	人権・男女共同参画課	継続	9	○「特定職業従事者人権研修会」を開催し、市職員及び関係団体等への人権啓発を行う。	—	—	○「特定職業従事者人権研修会」の開催 R6.1.22「障害者と人権」～すべての人の人権が尊重される社会の実現を目指して～ 講師 長瀬 修 氏【立命館大学 生存学研究所 上席研究員】65名参加 参加者：市職員56名、人権擁護委員5名、男女共同参画推進協議会2名、新小山市市民病院2名	B	「特定職業従事者人権研修会」では、令和6年4月に改正障害者差別解消法が施行されることにともない、国の基本方針も見直されたことから、「障害者と人権」を取り上げた。また、職員だけでなく関係機関からも参加者を募り、人権意識の高揚、啓発を図った。	—	○「特定職業従事者人権研修会」を開催し、市職員及び関係団体等への人権啓発を行う。			
					●下都賀地区人権フォーラムへの参加		継続	11	○下都賀地区人権フォーラムに市職員が参加し、人権意識の高揚を図る。	—	—	○下都賀地区人権フォーラム6月8日(木)へ参加し、人権意識の高揚を図った。 参加者：市職員12名			—	○下都賀地区人権フォーラム6月13日(木)に市職員が参加し、人権意識の高揚を図る。			
					●人権運動団体主催の研修会への参加		継続	11	○人権運動団体が主催する研修会に市職員を派遣し、人権意識の高揚を図る。	—	—	○第19回栃木県人権研究集会 6月24日(土) ○第24回栃木県ヒューマンライツセミナー 11月9日(木) ○部落解放第55回東日本研究集会 7月5日(水) ○部落解放堂する会栃木県連合会 11月21日(月)			—	○人権運動団体が主催する研修会に市職員を派遣し、人権意識の高揚を図る。			
					●人権教育指導者一般研修		継続	12	○人権講演会と兼ねて実施予定	年1回	年1回	○人権講演会と兼ねて実施。小・中・義務教育学校の教職員に参加要請を行い、54名が参加し、性的少数者(LGBTQ)の人権問題等について学んだ。	A		年1回	○人権講演会と兼ねて実施予定			
					●市職員研修への講師派遣 (職員研修所と連携)	生涯学習課	継続	12	○新任係長級人権研修 5月11日(木) ○新採用職員人権研修 7月5日(水) ○初級職員人権研修 7月27日(木)	年2回	年3回	○職員研修所と連携し、新任係長や新採用職員、初級職員(採用3年目)を対象にそれぞれの職位に応じた人権研修を実施した。 参加者数：150名		「子どもの人権」「インターネットと人権」「人間関係づくり」など、時宜に合った人権課題を意図的に取り上げた。	年4回	○新任係長級人権研修 5月9日(木) ○新採用職員人権研修 7月3日(水) ○初級職員人権研修 8月1日(木)・29日(木)			
					●中学校区ブロック人権教育研修会等講師派遣		継続	12	未定（学校からの要請による）	年2回	年4回	○4つの中学校ブロックからの要請に基づき教職員対象の人権研修に講師として講話等を行った。 参加者数：271名			年3回	未定（学校からの要請による）			

【全事業】令和5年度進行管理事業実績一覧

★成果指標を設定した事業内容

基本的取組	施策の方針	施策の方向	項目	事業番号	事業名	事業内容	担当課	新規・継続	事業番号 第3次	令和5年度事業計画	現状値 (R3)	実績値 (R5)	令和5年度実績報告	事業の進捗状況 A順調 B概ね順調 C一部未実施あり	人権に配慮した点	目標値 (R6)	令和6年度事業計画
						●教職員対象人権研修への講師派遣		継続	12	○市人権教育研修会 直接的指導指導案検討 8月2日（水）	年1回	年1回	○市人権教育研修会 学校教育課と連携し、直接的指導に係る学習指導案の検討会において指導助言を行った。			—	○担当職員の任用が指導主事から任期付職員に変更になったことを受け、本研修会への参加を見送ることになったため。
2 相談・支援																	
2 (1) 相談支援体制の充実																	
2 (1) ① 相談機能・支援体制の充実、関係機関との連携強化																	
2	(1)	①		9	○各種相談窓口機能の充実 ○関係機関のネットワークの構築による連携強化	●人権擁護委員による人権相談	人権・男女共同参画課	継続	13	広報小山及びホームページで案内 ○人権擁護委員による人権相談の受付 日時：毎月第2金曜日 10:00-12:00 13:00-15:00 場所：小山市役所6階相談室60 体制：人権擁護委員4名（午前・午後各回2名）	—	—	広報小山及びホームページで案内 ○人権擁護委員による人権相談の受付 日時：毎月第2金曜日 10:00-12:00 13:00-15:00 場所：小山市役所6階相談室60 体制：人権擁護委員4名（午前・午後各回2名）	A	研修の実施では、委員の意見を取り入れ、講師を招いたり、人権相談や人権講話等を行ううえで、実際に役立つ内容とするよう心がけた。また、相談者に対しては、寄り添った丁寧な傾聴を行った。	—	広報小山及びホームページで案内 ○人権擁護委員による人権相談の受付 日時：毎月第2金曜日 10:00-12:00 13:00-15:00 場所：小山市役所6階相談室60 体制：人権擁護委員4名（午前・午後各回2名）
						●栃木人権擁護委員協議会第二部会での研修の実施		継続	13	○栃木人権擁護委員協議会第二部会定例研修会 ・年9回開催予定 ・人権に関する知識の深化及び相談対応のスキルを身に付けることを目的に実施	—	—	○栃木人権擁護委員協議会第二部会定例研修会 ・年9回開催 ・人権に関する知識の深化及び相談対応のスキルを身に付けることを目的に実施した。			—	○栃木人権擁護委員協議会第二部会定例研修会 ・年10回開催予定 ・人権に関する知識の深化及び相談対応のスキルを身に付けることを目的に実施
						●電話・メールによる相談の実施		継続	13	○電話・メール・来課による相談の受付 月～金 8:30～17:15（土日、祝祭日、年末年始を除く）随時対応 ○隣保事業生活相談員による巡回相談 相談員：1名（人権・男女共同参画課に配属）	—	—	○電話・メール・来課による相談の受付 月～金 8:30～17:15（土日、祝祭日、年末年始を除く）随時対応 ○隣保事業生活相談員による巡回相談 相談員：1名（人権・男女共同参画課に配属）			—	○電話・メール・来課による相談の受付 月～金 8:30～17:15（土日、祝祭日、年末年始を除く）随時対応 ○隣保事業生活相談員による巡回相談 相談員：1名（人権・男女共同参画課に配属）
2 (1) ② 相談窓口に関する情報の周知																	
2	(1)	②		10	○各種広報媒体を活用した各相談窓口情報の周知	●人権啓発パンフレットの活用	人権・男女共同参画課	継続	14	○人権教育・啓発パンフレットの活用 ・法務省作成のパンフレットを市役所1階のパンフレットコーナーに配架 ○人権啓発パンフレットを作成し、配布する。（年1回） ・テーマは検討中 2,000部作成予定 ○ホームページ掲載	—	—	○人権教育・啓発パンフレットの活用 ・法務省作成のパンフレットを市役所1階のパンフレットコーナーに配架 ○人権啓発パンフレット「色とりどりの性のあり方」のリーフレットを2000部作成、関係機関等へ配布し、啓発を行った。 ○ホームページ掲載を実施した。	A	性的マイノリティへの理解等を促進するため、新しい人権課題のパンフレットの作成・啓発を実施した。 隣保事業でのリーフレット作成では、人権運動団体の方に、手にしていただけるような内容を心がけた。また、パンフレット等を配架する際には、	—	○人権教育・啓発パンフレットの活用 ・法務省作成のパンフレットを市役所1階のパンフレットコーナーに配架 ○人権啓発パンフレットを作成し、配布する。（年1回） ・テーマは検討中 2,000部作成予定 ○ホームページ掲載
						●広報小山・ホームページでの情報発信		継続	14	○市ホームページに個別課題ごとの相談窓口の掲載「各種相談窓口一覧」を更新する ○広報小山による相談窓口の周知 ・人権特設相談についての特集記事掲載 ○人権啓発活動を通じた相談窓口の案内 ・市及び企業のイベント時の案内チラシ配布	—	—	○市ホームページに個別課題ごとの相談窓口の掲載「各種相談窓口一覧」を更新 ○広報小山による相談窓口の周知 ・人権特設相談についての特集記事掲載（年2回、6月12月号） ○人権啓発活動を通じた相談窓口の案内 ・市及び企業のイベント時の案内チラシ配布			—	○市ホームページに個別課題ごとの相談窓口の掲載「各種相談窓口一覧」を更新する ○広報小山による相談窓口の周知 ・人権特設相談についての特集記事掲載 ○人権啓発活動を通じた相談窓口の案内 ・市及び企業のイベント時の案内チラシ配布

【全事業】令和5年度進行管理事業実績一覧

★成果指標を設定した事業内容

基本的取組	施策の方針	施策の方向	項目	事業番号	事業名	事業内容	担当課	新規・継続	事業番号第3次	令和5年度事業計画	現状値(R3)	実績値(R5)	令和5年度実績報告	事業の進捗状況 A順調 B概ね順調 C一部未実施あり	人権に配慮した点	目標値(R6)	令和6年度事業計画
						●端保事業での相談窓口情報啓発紙の発行		継続	14	○相談事象の解決に向けて「小山市人権だより」(A4版リーフレット)の配布 配布先：人権運動団体2団体及び会員600枚作成	—	—	○相談事象の解決に向けて「小山市人権だより」(A4版リーフレット)の作成・配布 配布先：人権運動団体2団体及び会員600枚作成		人権課題で偏りが出ないよう配慮した。	—	○相談事象の解決に向けて「小山市人権だより」(A4版リーフレット)の配布 配布先：人権運動団体2団体及び会員600枚作成
3 分野別課題																	
3 1 男女の人権																	
3 1 ① 男女共同参画社会の実現に向けた意識の向上																	
3	1	①	11		○男女共同参画への理解を深めるための研修会・講演会の開催 ○多様な広報媒体を活用した広報・啓発活動の推進	●男女共同参画に関する啓発誌(Harmony)の発行	人権・男女共同参画課	継続	15	○74号発行 (11月1日 55,500部) 市民編集委員との協働による誌面作成 広報おやま11月号への差込による全戸配布 ○啓発誌のデジタル化の検討	—	—	○男女共同参画に関する情報誌(Harmony)の発行 (74号11/1発行 55,500部) ・市内全戸配布。広報おやま11月号に差込。本庁舎、各公民館、図書館等へ設置、ワーク・ライフ・バランス推進事業者・市内保育所・保育園・認定こども園・幼稚園に配布 ○Harmonyオンライン 第1回目配信 R6.1	B	情報誌作成やセミナー等を開催する際は、人権に配慮した内容とした。セミナー等の周知には、様々な媒体を活用した。	—	○男女共同参画に関する情報誌(Harmony)5号発行 (11月1日 5,000部) 市民編集委員との協働による誌面作成 広報おやま11月号時に班回覧 ○Harmonyオンライン配信
						●男女共同参画フェアの開催		継続	15	○20回記念 男女共同参画フェア 10/8 10時～15時 市役所1階多目的ホール	—	—	○第20回記念 男女共同参画フェア にじいろおやまフェス2023 ～多様性を認め合う新しい社会へ～ (201名参加) ・スベシマルトークセッション「○○らしさ、ってなんだ？」 ゲスト：俳優 石黒英雄 ・白鷗大学生のミニトークショー「君たちはどう働くか？これからのMLBを考える」 ・ピクニックマルシェ企画ステージ「みらいへ～楽しく学ぼう～」 ・啓発誌「みらい」を読んだ中学生の感想展示 ・白鷗大学生によるMLB企業インタビューポスターパネル展示 ・謎解きウォークラリー			—	○21回男女共同参画フェア 6/29 10時～15時 市役所1階多目的ホール
						●男女共同参画に関するセミナー・講座の開催		継続	15	○人生100年時代を有意義に過ごすための終活セミナー(6/29) ○女性のための再就職支援セミナー ○男性の家庭参画支援セミナー ○おやままちづくり出前講座	—	—	○人生100年時代への生きがいづくり支援セミナー「スマホ教室」講師：宮岸誠(6/29 6名参加) ○パパの家事育児スキルアップセミナー「君に贈るメッセージ 読み聞かせセミナー」講師：紙芝居WIT(3/24 紙芝居朗読劇) 予30名 保護者40名 セミナー 予20名 保護者23名参加 ○おやままちづくり出前講座 「男女共同参画を学ぼう」 (7/3城南中200名 9/14緑蔭義務教育学校26名 12/12寒川公民館7名 1/24大倉中194名) 「あなたらしく生きるヒントを見つけるMLB」 (2/6豊田公民館 富中止)			—	○人生100年時代への生きがいづくり支援セミナー ○女性のための再就職支援セミナー ○男性の家庭参画支援セミナー ○おやままちづくり出前講座
						●各種媒体を活用した広報・啓発		継続	15	○広報おやま・市ホームページ・市SNS等の活用 ○行政テレビ・おーラジの活用 ○啓発誌「みらい」の活用	—	—	○広報おやま・市ホームページ・市SNS・行政テレビ・おーラジ等の活用 ○啓発誌「みらい」の活用			—	○広報おやま・市ホームページ・市SNS・行政テレビ・おーラジ等の活用 ○啓発誌「みらい」の活用

【全事業】令和5年度進行管理事業実績一覧

★成果指標を設定した事業内容

基本 的取 組	施 策 の 方 針	施 策 の 方 向	項 目	事 業 番 号	事 業 名	事 業 内 容	担 当 課	新 規・ 継 続	第 3 次 事 業 番 号	令 和 5 年 度 事 業 計 画	現 状 値 (R3)	実 績 値 (R5)	令 和 5 年 度 実 績 報 告	事業の 進捗状況 A 順調 B 概ね順調 C 一部未実施あり	人権に配慮し た点	目標値 (R6)	令 和 6 年 度 事 業 計 画
3	1	①		12	○女性の社会参加の促進	★審議会等における女性委員の割合の向上	人権・男女共同参画課	継続	16	○女性委員登用率調査(4～5月) ○庁内電子掲示板等を活用し、毎月初めに取組について周知 ○委員委嘱起案の際の合議を促し、適宜指導を実施	★37.8%	★37.5%	○審議会における女性委員の割合(令和5年4月1日現在) 37.5%(委員総数1,561名中女性586名 対象審議会等127) ・庁内電子掲示板を活用し、年度初めに取組について周知 ・委嘱起案の際の合議を促し、適宜指導を実施。	B	セミナー等を開催する際は、人権に配慮した内容とした。セミナー等の周知には、様々な媒体を活用した。	★40%以上 60%以下	○女性委員登用率調査(4月) 庁内電子掲示板等を活用し、年度初めに取組について周知 ○委員委嘱起案の際の合議を促し、適宜指導を実施
						●市職員の管理監督職に占める女性の割合の向上		継続	16	○女性職員結の会セミナーの実施および結城市女性職員との交流会(10月下旬～11月)	30.9%	30.30%	○市職員の管理監督職に占める女性の割合の向上 ・市職員の管理監督職(係長職以上)に占める女性の割合 令和5年4月1日現在 30.3%(管理監督職総数271名中女性82名) (参考) 市職員の管理職(課長以上)に占める女性の割合 令和5年4月1日現在 18.3%(管理職総数71名中女性13名) ○小山市・結城市女性職員研修「女性リーダー研修～ワーク・ライフ・バランス実現のために～」講師 行木陽子(11/6 22名参加)			30%以上	○女性職員結の会セミナーの実施および結城市女性職員との交流会
3	1	①		12	○女性の社会参加の促進	●女性のエンパワメント支援事業	人権・男女共同参画課	継続	16	○政治分野への女性活躍応援セミナー「議員×若者『これからの小山』を話そう」講師：工藤敬子(2/3 14名参加 議員10名) ○明日のビジネスを担うリーダー塾 講師：篠原和香子(2/8 15名参加 2/25 12名参加)	—	—	○政治分野への女性活躍応援セミナー「君に贈るメッセージ 読み聞かせセミナー パパのイイね！を兼ねよう！」講師：紙芝居NOTET(3/24 紙芝居朗読劇 子30名 保護者40名 セミナー 子20名 保護者23名参加)			—	○政治分野への女性活躍応援セミナー ○明日のビジネスを担うリーダー塾
						●男性の家庭参画推進事業		継続	16	○男性向けの家庭参画支援セミナー	—	—	○パパの家事育児スキルアップセミナー「君に贈るメッセージ 読み聞かせセミナー パパのイイね！を兼ねよう！」講師：紙芝居NOTET(3/24 紙芝居朗読劇 子30名 保護者40名 セミナー 子20名 保護者23名参加)			—	○男性向けの家庭参画支援セミナー
						●おやまイクボス協議会登録事業所の拡大		継続	16	○おやまイクボス協議会登録へのPR啓発 ○セミナーや交流会の開催	74社	79社	○おやまイクボス協議会登録へのPR啓発 ・市広報への掲載(3月号) ・行政テレビ(7～8月) ○第4回おやまイクボス協議会セミナー「ハラスメントのないイキイキと働ける職場づくり」 講師：猪瀬順世(11/30 15社20名参加)			84社	○おやまイクボス協議会登録へのPR啓発 ○セミナーや交流会の開催
3	1	①		13	○男女共同参画の視点に立った学校教育の充実 ○男女共同参画の理解促進のための教職員研修等の充実	●男女共同参画の視点に立った学校教育	学校教育課	継続	17	○社会科(公民)、技術家庭、学級活動、総合的な学習の時間等での直接的指導 ○グループ編成や係決定の際の男女の固定的なイメージや役割意識を持たないような配慮や指導 ○男女混合名簿の使用、学校生活や行事等における呼名の配慮	—	—	○学級活動や社会科、総合的な学習の時間等の授業において、人権課題を取り上げ、直接的指導を行った。 ○性別にかかわらず、個人の特性や特技を生かせるような係担任、役割を意識した学級経営を行った。 ○男女混合名簿を使用した。 ○式典等における呼名の際は、「～さん」という呼び方に統一している。	A	日々の生活の中に人権教育がちらほめられていることに留意し、直接的指導だけでなく、間接的指導・基底的指導も大切に取組んだ。	—	○社会科(公民)、技術家庭、学級活動、総合的な学習の時間等での直接的指導 ○グループ編成や係決定の際の男女の固定的なイメージや役割意識を持たないような配慮や指導 ○男女混合名簿の使用 ○学校生活や行事等における呼名の配慮
						●男女共同参画に関する教職員の研修		継続	17	○教職員を対象とした人権研修の実施 ○各中学校ブロックでの人権教育研修会の実施	年1回ずつ	各年1回	○中学校ブロックごとの小中一貫教育研修会の中で、人権研修会を設け、研究授業、人権に関する講話、ワークショップなどを校区ごとに実施した。			各年1回	○教職員を対象とした人権研修の実施 ○各中学校ブロックでの人権教育研修会の実施

【全事業】令和5年度進行管理事業実績一覧

★成果指標を設定した事業内容

基本的取組	施策の方針	施策の方向	項目	事業番号	事業名	事業内容	担当課	新規・継続	事業番号 第3次	令和5年度事業計画	現状値 (R3)	実績値 (R5)	令和5年度実績報告	事業の進捗状況 A順調 B概ね順調 C一部未実施あり	人権に配慮した点	目標値 (R6)	令和6年度 事業計画
3	1	②	男女の人権の尊重														
3	1	②	ア. 女性に対する暴力の根絶に向けた教育及び啓発														
3	1	②	ア	14	○女性に対する暴力を根絶するための教育及び啓発活動の推進 ○各種広報媒体を活用した相談窓口や支援制度の周知	●DV防止啓発活動（小山市バーブルリボン運動）	人権・男女共同参画課	継続	18	○11月を小山市バーブルリボン運動月間として啓発 ・DV防止啓発研修会の開催 ・バーブルツリー・バーブルリボンを活用した啓発 ○DV相談カード、情報誌等での相談窓口の周知	—	—	○11月バーブルリボン運動の実施 ・女性に対する暴力をなくすバーブルリボン運動の周知 ・バーブルリボンツリーの設置・バーブルリボンの配布（本庁、男女共同参画センターほか全16カ所） ・DV相談カード、相談窓口を掲載したチラシの配布 ・展示啓発（本庁 中央図書館） ○DV防止防止啓発研修会の実施 「モラルハラスメントの被害者の影響とその理解～すべての人が安心安全に暮らせる社会のために～」講師：藤平裕子（11/15 31名参加）	B	DV相談カードは公共施設等の女性トイレ内に設置することで、被害女性が手に取りやすく、加害者にわかりにくいようにしている。	—	○11月を小山市バーブルリボン運動月間として啓発 ・バーブルツリー・バーブルリボンを活用した啓発 ・DV相談カード、情報誌等での相談窓口の周知
						●児童生徒を対象としたデートDV・性暴力等に関する予防啓発		継続	18	○「デートDV防止啓発研修」（7/31開催） ○デートDV防止啓発のための冊子配布（中学校3年生・義務教育学校9年生・教職員に配布）	—	—	○デートDV防止啓発研修「その恋、本当に大丈夫？～学生のうちに知っておきたい、デートDV・性暴力のこと～」講師：丸山文子（7/31 20名参加） ○デートDV防止啓発冊子の配布「すてきな関係を築くために大切なこと」 中学3年生及び義務教育学校9年生・教職員 1,638冊			—	○デートDV防止啓発研修 ○デートDV防止啓発冊子配布
						●相談窓口や支援制度の周知		継続	18	○DV相談カード、情報誌等での相談窓口の周知	—	—	○DV相談カードの設置・配布（市内公共施設、大型商業施設、小山市、協力事業所等） ・情報誌Harmonyでの掲載 ・イベント時の啓発（農業祭）			—	○DV相談カード、情報誌等での相談窓口の周知
3	1	②	イ. 相談支援体制の充実														
3	1	②	イ	15	○DV被害者に対する相談支援体制の充実 ○各種ハラスメント、性犯罪等に対する防止対策の推進及び相談体制の充実	●女性対象の専門相談の実施	人権・男女共同参画課	継続	20	○女性の生き方なんでも相談（毎月第4金曜日） 女性の弁護士による法律相談 申込33件、相談25件 ○女性のための心の相談（毎月第4金曜日） 女性のカウンセラーによる相談 申込27件、相談20件	—	—	○女性の生き方なんでも相談（毎月第4金曜日） 女性の弁護士による法律相談 申込27件、相談20件 ○相談内容に応じて市で実施する相談窓口の他、栃木県、法テラス、パルティ等の相談機関を紹介 ○DV相談カードの設置・配布（市内公共施設、大型商業施設、小山市、協力事業所等）、情報誌への相談窓口の掲載 ○職場におけるハラスメント、DV防止（若年層の性暴力被害）、専門窓口について市ホームページで周知	B	同性の相談員を配置し、相談しやすく、相談者に寄り添えるように配慮した。	—	○女性の生き方なんでも相談（毎月第4金曜日） 女性の弁護士による法律相談 ○女性のための心の相談（毎月第4金曜日） 女性のカウンセラーによる相談
						●各種相談機関の紹介・周知		継続	19	○各種相談機関の紹介 ○DV相談カード、情報誌等による相談窓口の周知 ○市ホームページ等による相談機関等						—	○各種相談機関の紹介 ○DV相談カード、情報誌等による相談窓口の周知 ○市ホームページ等による相談機関等

【全事業】令和5年度進行管理事業実績一覧

★成果指標を設定した事業内容

基本的取組	施策の方針	施策の方向	項目	事業番号	事業名	事業内容	担当課	新規・継続	事業番号第3次	令和5年度事業計画	現状値(R3)	実績値(R5)	令和5年度実績報告	事業の進捗状況 A順調 B概ね順調 C一部未実施あり	人権に配慮した点	目標値(R6)	令和6年度事業計画
						●配偶者暴力相談支援センター相談支援体制の充実	子育て家庭支援課	継続	21	○専任の婦人相談員を1名、母子父子自立支援員兼婦人相談員を3名と合わせた4名を配置し、配偶者暴力相談支援センターの相談体制の充実を図る。 ○要保護児童等対策地域協議会にDV被害者支援に関わる関係機関からも委員として加わっていたため、年2回予定している会議の中でDV相談の現状について共有し、必要に応じて防止対策や支援体制の協議を行う。	—	—	○配偶者暴力相談支援センター機能の充実を図るため、関係機関との連携を密にし、相談支援を行った。 <配偶者暴力支援センター> 時間：9時～17時、相談員：4名 <DV相談件数>新規 86件、延 1,446件 <証明書発行>延件数 74件 <緊急安全確保事業> 0件 <相談員の研修受講回数>延20回 ○要保護児童等対策地域協議会にとき男女共同参画センターや警察等様々な機関に委員になって頂いており、DV相談の現状等について情報を共有した。	A	相談者の人権に最大限配慮し、適切かつ慎重に相談支援等を行った。	—	○「困難な問題を抱える女性への支援に対する法律」が令和6年4月に施行され、相談内容が多岐に渡るため配偶者暴力相談支援センターの相談体制を整える。
3	1	②	ウ		性、性の尊重												
3	1	②	ウ	16		●体育・保健体育の授業における教育	学校教育課	継続	22	○保健の授業を年間指導計画に基づいて計画的、意図的に指導する。 ・担当教職員の共通理解の下、発達の段階に応じて、性に関する正しい知識を学べるよう配慮する。	—	市内全校実施	A		受精・妊娠、異性への尊重などを普段接している教員ではなく、専門家に指導をいただくことにより、真剣に自分事として学ぶことができるように配慮した。	市内全校実施	○保健の授業を年間指導計画に基づいて計画的、意図的に指導する。 ・担当教職員の共通理解の下、発達の段階に応じて、性に関する正しい知識を学べるよう配慮する。
						●中学校・義務教育学校後期課程における思春期講座の実施		継続	22	○健康増進課の主管の下、各学校で思春期保健講座を実施する。 ・保健の授業を通して学んだ性に関する知識を基盤として、既習の知識の再確認や新たな視点からの情報提供を行う。 実施予定校：小山中、絹義務、小山中三、乙女中、小山城南中、間々田中	—	市内7校実施				市内10校実施	○健康増進課の主管の下、各学校で思春期保健講座を実施する。 ・保健の授業を通して学んだ性に関する知識を基盤として、既習の知識の再確認や新たな視点からの情報提供を行う。 実施予定校：小山中、小山中二、小山中三、小山城南中、大谷中、間々田中、乙女中、豊田中、美田中、絹義務
3	1	②	ウ	17		○性に関して正しい知識を持つための発達段階に応じた教育・啓発 ○性や性差の正しい認識を深め、自尊感情を高め、自己決定能力を養うための事業の実施	子育て家庭支援課（健康増進課より移管）	継続	24	○市内中学校等への希望調査に基づき、各学校に出向いて保健師等による講座を実施する。個々の生と性を尊重する意識の醸成、性感染症予防の知識習得を図る内容とする。 実施予定校：小山中、間々田中、小山中第三中、乙女中、小山城南中、絹義務教育学校の計6校	思春期保健講座：市内中学校7校 計7校	思春期保健講座：市内中学校及び義務教育学校 計7校	A	「性的欲求の男女差」という表現をやめ、性の多様性を説明した上で、性的欲求も一人ひとり異なるため、互いの気持ちを尊重する大切さを伝えた。	思春期保健講座：市内中学校及び義務教育学校 計9校	○市内中学校等への希望調査に基づき、各学校に出向いて保健師等による講座を実施する。個々の生と性を尊重する意識の醸成、望まぬ妊娠や性感染症予防の知識習得を図る内容とする。 実施予定：9校	
						●中学生ピアカウンセリングの実施		継続	24	○「中学生ピアカウンセリング」：3か所 受講者合計145名 【小山中第二中、美田中、小山市教育支援センター（アルカディア）】 ピアカウンセリング事業：市内中学校3校及びアルカディア計4箇所		A	LGBTQについて、ロールプレイを取り入れた説明を追加した。	ピアカウンセリング事業：市内中学校及びアルカディア3箇所程度	○市内中学校等への希望調査に基づき、ピアカウンセラー（自治医科大学ピア部）による講座を実施する。自尊感情を高め、人生設計や性の多様性について考える機会とする。 実施予定：2施設		

【全事業】令和5年度進行管理事業実績一覧

★成果指標を設定した事業内容

基本的取組	施策の方針	施策の方向	項目	事業番号	事業名	事業内容	担当課	新規・継続	第3次事業番号	令和5年度事業計画	現状値(R3)	実績値(R5)	令和5年度実績報告	事業の進捗状況 A順調 B概ね順調 C一部未実施あり	人権に配慮した点	目標値(R6)	令和6年度事業計画
3	2				子どもの人権												
3	2		①		子どもの人権の尊重												
3	2		①		ア. 市民意識の向上												
3	2	①	ア	18	○子どもの人権尊重に関する市民意識向上のための啓発活動の推進	★オレンジリボンキャンペーンの実施	子育て家庭支援課	継続	26	★啓発ポスターの設置 依頼事業所数 14社	★啓発ポスターの設置 依頼事業所数125社	○児童虐待防止オレンジリボンキャンペーンとして11月の児童虐待防止推進月間に児童虐待防止に関する啓発活動として、オレンジリボンツリーを庁舎1階北側ロビー、中央図書館に設置。またデジタルサイネージを利用した啓発を行った。 ○M-1プロジェクト西口まつり実行委員会と共同し西口まつり内にてオレンジリボンおかしりレーを行った。	A	★啓発ポスターの設置 依頼事業所数 2,000社	○事件発生から20年の節目であるため、これまでの啓発方法を見直し、市民の皆様の見解を取り入れて、効果的な啓発を実施する。		
						●虐待防止月間を行う啓発活動の実施		継続	26	○児童虐待防止推進月間にオレンジリボンツリーの設置、オレンジリボン着用の推進、ポスター配布等の啓発活動を実施する。	虐待防止講演会の開催0回	虐待防止講演会の開催1回(動画配信)	○虐待防止推進月間に関係機関向け573施設に動画(テーマ：発達障害と虐待)配信(「児童虐待への対応と協力依頼について」の通知含む) ○「児童虐待防止に関する協力依頼」、「児童虐待防止推進月間啓発チラシ」、「ヤングケアラー啓発チラシ」、「里親月間チラシ」を各保育所(園)、認定こども園、幼稚園、認可外保育施設、小中義務教育学校保護者約2万人に通知	A	保育所(園)、幼稚園、認定こども園、認可外保育施設等についてはデータ通知とした	虐待防止講演会の開催1回(動画配信)	○虐待防止推進月間に関係機関向け51に動画配信を行う(「児童虐待への対応と協力依頼について」の通知含む) ○「児童虐待防止に関する協力依頼」、「児童虐待防止推進月間啓発チラシ」、「ヤングケアラー啓発チラシ」、「里親月間チラシ」を各関係機関保護者向けに配布する(電子通知含む)
						●ヤングケアラーについての啓発活動の実施		新規	新規	啓発チラシの配布3回	啓発チラシ2万通配布	A	啓発チラシ2万通以上配布				
						●人権推進保育施設における所内研修	保育課(こども課)	継続	25	○所内研修 ・出井保育所 「安心で安全な保育生活を目指して」 ・網戸保育所 「保育の意味を伝えるために」 ・間々田北保育所 「安心安全な保育を目指して」 ・城北保育所 「こどもの主体性を活かす保育の学びと保護者支援」	月1～2回	月1～2回	○所内研修 ・出井保育所 「一人一人が尊重されるインクルーシブ保育を目指して」 ・網戸保育所 「子どもを尊重する保育」 ・間々田北保育所 「家庭との連携を意識した運動遊び」 ・城北保育所 「こどもの主体性を活かす保育の学びと実践からの保護者支援」	A	所内研修において人権に関する機会を通じ職員の人権に対する意識を高めた	月1～2回	○所内研修 ・出井保育所 「一人一人が尊重されるインクルーシブ保育を目指して」 ・網戸保育所 「子どもを尊重する保育」 ・間々田北保育所 「家庭との連携を意識した運動遊び」 ・城北保育所 「こどもの主体性を活かす保育の学びと実践からの保護者支援」
						●人権擁護に関する研修会		継続	25	○家庭支援担当者会議の実施 ○人権擁護に関する研修会の実施	年3回	年3回	○家庭支援担当者会議の実施 ○人権擁護に関する研修会の実施		年3回	○家庭支援担当者会議の実施 ○人権擁護に関する研修会の実施	

【全事業】令和5年度進行管理事業実績一覧

★成果指標を設定した事業内容

基本的取組	施策の方針	施策の方向	項目	事業番号	事業名	事業内容	担当課	新規・継続	事業第3次番号	令和5年度事業計画	現状値(R3)	実績値(R5)	令和5年度実績報告	事業の進捗状況 A順調 B概ね順調 C一部未実施あり	人権に配慮した点	目標値(R6)	令和6年度事業計画		
3	2	①	イ	19	イ.「心の教育」の推進														
3	2	①	イ	19	○社会奉仕体験活動、自然体験活動、高齢者・障がい者との交流活動、文化・スポーツ活動等を通じた「心の教育」の推進	●異年齢児交流事業	保育課 (こども課)	継続	27	民間保育園 認定こども園 公立保育所で実施	24か所 16か所 8か所	年1～2回	月1～2回	民間保育園 認定こども園 公立保育所で実施	24か所 16か所 8か所	A	月1～2回	民間保育園 認定こども園 公立保育所で実施	24か所 16か所 8か所
						●世代間交流事業		継続	27	民間保育園 認定こども園 公立保育所で実施	24か所 16か所 8か所	年1～2回	年1～2回	民間保育園 認定こども園 公立保育所で実施	24か所 16か所 8か所	A	年1～2回	民間保育園 認定こども園 公立保育所で実施	24か所 16か所 8か所
						●認定こども園・保育所交流会		継続	27	近隣にある認定こども園と保育所との交流	年1～2回	0回	開催なし	C	0回	開催予定なし			
						●小学校と中学校の連携を見据えた取組	学校教育課	継続	28	○各中学校区での「次代を担う子ども像」具現化のための取組 ○各中学校区での人権教育研修 ○各中学校区での小・小／小・中学校の交流	—	—	○各中学校区の実情に応じて開催方法や回数は異なるが、小中一貫教育研修の一つとして、工夫しながら人権教育の推進を目的とした研修会を行った。	—	—	○各中学校区での「次代を担う子ども像」具現化のための取組 ○各中学校区での人権教育研修 ○各中学校区での小・小／小・中学校の交流			
						●信頼ある学級づくり		継続	28	○道德教育の要である道德科の授業の充実 ○人権に配慮した雰囲気・言語環境づくり	—	—	○特別活動や道德などでコミュニケーションの仕方や言葉遣いを扱った授業を実施した。また、教職員の人権感覚を磨くため、研修等を実施し一人一人が大切にされる学級経営に努めた。	—	—	○道德教育の要である道德化の授業の充実 ○人権に配慮した雰囲気・言語環境づくり			
						●特別活動、総合的な学習の時間等での異年齢児・世代間交流活動の実施		継続	28	○地域人材、ゲストティーチャー等による講話 ○職場体験学習等を通じた異年齢集団との交流	—	—	○地域人材やゲストティーチャー等による講話を実施した。 ○職場体験学習、町探検等の行事を実施し、異年齢集団との交流を行った。	—	—	○地域人材、ゲストティーチャー等による講話 ○職場体験学習等を通じた異年齢集団との交流			
3	2	②		20	いじめ等の問題に関する取組の推進														
3	2	②		20	○子ども一人一人が存在感を持つことができるような指導・支援の強化	●人間関係を育む保育の実施	保育課 (こども課)	継続	33	○日常保育の中で、子ども達が自分の気持ちや意見が言えるような環境作り	—	—	○日常保育の中で、子ども達が自分の気持ちや意見が言えるような環境作り	A	各保育施設に、子ども達が自分の気持ちや意見が言える環境づくりの大切さを周知した	—	○日常保育の中で、子ども達が自分の気持ちや意見が言えるような環境作り		
						●保護者への啓発		継続	33	○お便りや保育参観、一日保育士体験等を活用して啓発	—	—	○お便りや保育参観、一日保育士体験等を活用して啓発	A	—	○お便りや保育参観、一日保育士体験等を活用して啓発			
						●いじめゼロ子どもサミットを受けた取組	学校教育課	継続	29	○5月8日(月) いじめゼロ子どもサミット実行委員会 ・いじめゼロサミットに向けての内容確認と役割分担 ・学校教育課指導主事との打合せ ○5月23日(火) いじめゼロ子どもサミット ・テーマ「いじめゼロに向けて自分たちができること～次の10年に向けてわたしのいじめゼロ宣言～」 ・活動内容 第1回のサミットを振り返り、いじめゼロ宣言を見つめ直す。そこから、次の10年に向けてできることを考え、いじめゼロメッセージを作成する。 ・実施後 サミットで協議した内容を市内各校で共有し、各校のいじめゼロの取組に生かせるようにした。	年2回	年2回	○いじめゼロ子どもサミット(※5.5.23) ・令和5年度は、新型コロナウイルスから移行したため、規模をコロナ禍以前の体制に戻しサミットを開催した。 ・令和5年度テーマ「いじめゼロに向けて自分たちができること～次の10年に向けてわたしのいじめゼロ宣言～」 ・活動内容 第1回のサミットを振り返り、いじめゼロ宣言を見つめ直す。そこから、次の10年に向けてできることを考え、いじめゼロメッセージを作成する。 ・実施後 サミットで協議した内容を市内各校で共有し、各校のいじめゼロの取組に生かせるようにした。	B	いじめゼロサミットができた継続を振り返ること、改めて、いじめをなくすのは自分たち自身であるという意識を持たせた。また、いじめを自分たちの問題と捉え、子ども一人一人が、主体的に自分の意見を述べ合ふ機会を通して、いじめをなくすために自分たちが何をできるかを考える、いじめのない学校を目指すこと、学校づくりをめざすことができるようテーマの設定やサミットの運営方法に配慮した。	年2回	○5月1日(水) いじめゼロ子どもサミット実行委員会 ・いじめゼロサミットに向けての内容確認と役割分担 ・学校教育課指導主事との打合せ ○5月14日(火) いじめゼロ子どもサミット ・テーマ「多様性を理解し合い、誰もが自分らしく生活できる学校～ちがいを認め合える、いじめのない学校を目指して～」 ・テーマに沿ったグループ協議、パネルディスカッション ・活動を通して作成したメッセージを、各校で発信し、いじめ防止に生かす。		

【全事業】令和5年度進行管理事業実績一覧

★成果指標を設定した事業内容

基本的 取組	施策の 方針	施策の 方向	項目	事業 番号	事業 名	事業 内 容	担当課	新規・ 継続	第3次 事業 番号	令和5年度事業計画	現状値 (R3)	実績値 (R5)	令和5年度実績報告	事業の 進捗状況	人権に配慮し た点	目標値 (R6)	令和6年度 事業計画
														A順調 B概ね順調 C一部未実 施あり			
3	2	②		20	○子ども一人一人 が存在感を持つこ とができるような 指導・支援の強化	●学級活動におけるよ りよい人間関係づく り	学校教育課	継続	29	○hyper-QU・Q-Uの実 施・結果をもとに、児童生徒 一人一人の状況を把握し、 好ましい人間関係づくりに 向けた個別の支援を実施	年2回	年2回	○hyper-QU・Q-Uの結果を もとに、児童生徒一人一人 の状況を把握し、好ましい 人間関係づくりに向けた 個別の学校の生活の満足 度の向上を図った。	B	児童生徒の発達段階 や特性に応じた個性を 認め合う意識を醸成し、 人権関係づくりに向 けたための支援を充 実させた。	年2回	○hyper-QU・Q-Uの実 施・結果をもとに、児童生徒一人一人 の状況を把握し、好ましい人間 関係づくりに向けた個別の支援を 実施
						●学校行事における 一人一役		継続	29	○様々な学校行事の実 施・児童生徒が、自身の所 属する集団の中で「自己 有用感」を持つことがで きるよう、児童生徒の発 達段階や個々の特性に 応じた役割を任せ、責 任を果たした際には、 取組や成果を認める取 組	随時	随時	○児童生徒が、自身の 所属する集団の中で「自 己有用感」をもつこと ができるよう、児童生 徒の発達段階や個々の 特性に応じた役割を 任せ、責任を果たした 際には、取組や成果を 認めるよう取り組んだ。	B	児童生徒の発達段階 や個々の特性に 応じて役割を 任せ、責任を 果たすことで 「自己有用感」 がもてるよう に配慮した。	随時	○様々な学校行事の実 施・児童生徒が、自 身の所属する集 団の中で「自己 有用感」を持つ ことができる よう、児童生 徒の発達段階 や個々の特性 に応じた役割 を任せ、責任 を果たした際 には、取組や 成果を認める 取組
						●いじめに関するア ンケート調査		継続	29	○アンケートの実施によ るいじめの早期発見・早 期対応・各学校の実態 や児童生徒の発達段階 に応じたアンケートの 実施・教育相談や個人 面談の実施	最低年3回	最低年3回	○全ての学校で年3回 以上実施した。○各学 校では最低でも学期毎 に1回、多い学校では 毎月1回の「いじめア ンケート」を実施した。 また、計画的な教育 相談や不特定の個人 面談などとおした児童 生徒の状況把握に努 め、いじめの早期 発見・早期対応につ なげた。	B	アンケート結果 を受け、必要に 応じて個別の面 談を実施するな ど、児童生徒に 寄り添った対応 をするよう徹底 した。	最低年3 回	○アンケートの実 施によるいじめ の早期発見・早 期対応・各学 校の実態や児童 生徒の発達段階 に応じたア ンケートの実 施・教育相談 や個人面談の 実施
					●保護者向け人権啓 発紙「ほほえみ」の 作成・配布	継続	8	○学期毎に作成・配 布具体的な内容は未 定だが、子どもの 自尊感情、自己 肯定感に関わる 内容を中心に 取り上げる予 定。	年3回	年3回	○保護者向け人権啓 発紙「ほほえみ」 の作成・配布 学期毎に保護者 向けの人権啓 発紙を作成し、 市内小・中 学校、義務 教育学校の 保護者に配 布した。	A	子どもの自己 肯定感、自尊 感情を高め るような取 組について 取り上げ た。	年3回	○学期毎に作成・配 布具体的な内容 は未定だが、 子どもの自尊 感情、自己 肯定感に関 わる内容を 中心にと り上げる予 定。		
					●小山市いじめ等防 止市民会議の開催	継続	8	○市民会議・事務局・ 講師で検討し、以 下の理由により 令和4年度を もって終了す ることとした ①10回を数え、 これまでに一 定の役割を 果たしたこと。 ②小山市い じめ問題対 策連絡協議 会(条例で 規定)と構 成メンバー が一部重 なり協議 内容も重 複してい ること。	年2回	—	○いじめ ゼロ子ども サミット 「いじめ ゼロに向 けて自分 たちが できる こと」の 10年を めけて わた した ちの い じ め ゼ ロ 宣 言」 と題し、 「い じ め ゼ ロ 宣 言に 込め ら れ た 思 い」 や「い じ め ゼ ロ 向 け て 自 分 た ち が で き る こ と」 につ いて 協 議 、全 体 で の 共 有 を 行 っ た。 成 果 を 各 校 に 持 ち 帰 り 実 践 に つ な げ る よ う 働 き か け た。 参 加 者 ： 児 童 生 徒 47 名、 教 職 員 40 名			○子ども たちの 主体性、 自由な 話し合 い活動 を重視 した展 開とな るよう 工夫し た。	年1回	○実行委員会 5月1日(水) 中学生・義務教育学校代 表生徒が参加 ○いじめゼロ子どもサミット 5月14日(火) 全小中学校・義務教育学 校代表児童生徒が参加 テーマ「多様性を理解し、 誰もが自分らしく生活 できる学校」を旨とし、 いじめのない学校を 目指して～」	
					●いじめゼロ子どもサ ミットに向けた取組	継続	8	○実行委員会 5月8日(月) 中学生・義務教育学校代 表生徒が参加 ○いじめゼロ子どもサミット 5月23日(火) 全小中学校・義務教育学 校代表児童生徒が参加 テーマ「いじめゼロに向 けて自分たちができるこ と」次の10年に向けて わたしたちのいじめゼロ 宣言～」	いじめゼロ スローガン づくりに変 更	年1回							

【全事業】令和5年度進行管理事業実績一覧

★成果指標を設定した事業内容

基本的取組	施策の方針	施策の方向	項目	事業番号	事業名	事業内容	担当課	新規・継続	事業第3次番号	令和5年度事業計画	現状値(R3)	実績値(R5)	令和5年度実績報告	事業の進捗状況 A順調 B概ね順調 C一部未実施あり	人権に配慮した点	目標値(R6)	令和6年度事業計画
3	2	②	21		●相談員研修会の実施	○小・中・義務教育学校への相談員の配置による学校教育相談の充実 ○下都賀教育事務所「いじめ・不登校等対策チーム」との連携	学校教育課	継続	31	○相談員研修会 ・個々の相談員のスキルアップ ・事例研究 ・情報交換	年2回	年2回	○相談員研修会の実施 4月5日と7月25日に研修会を実施した。7月25日の研修会では、「特別な支援を要する児童生徒の理解」と題し、学校教育課児童生徒指導係主催による講話を通じた研修を実施した。また、中学校区ごとの相談員同士の話し合い、同一校種の相談員同士の話し合いを行った。各学校における相談事例や、各学校における教育相談の取組・相談員の活用状況等に関する情報交換を通じて、各学校における相談員としての役割について確認した。	B	事例検討・情報交換・情報共有等をする際の守秘義務の徹底	年2回	○相談員研修会 ・個々の相談員のスキルアップ ・事例研究 ・情報交換
					●関係機関との連携			継続	31	○青少年相談室、不登校適応指導教室、子育て家庭支援課、県南児童相談所との連携 ・青少年相談室と不登校適応指導教室との情報交換会 年3回 ・教育委員会と不登校適応指導教室との打合せ 毎月1回 ・いじめ問題対策連絡協議会やケース会議における県南児童相談所や子育て家庭支援課との連携 随時	事業計画通り	事業計画通り	○青少年相談室、教育支援センター、子育て家庭支援課、県南児童相談所との連携 ・青少年相談室と不登校適応指導教室との情報交換会 年3回 ・教育委員会と不登校適応指導教室との打合せ 毎月1回 ・いじめ問題対策連絡協議会やケース会議における県南児童相談所や子育て家庭支援課との連携 随時	B	事例検討・情報交換・情報共有等をする際の守秘義務の徹底	事業計画通り	○青少年相談室、教育支援センター、子育て家庭支援課、県南児童相談所との連携 ・青少年相談室と不登校適応指導教室との情報交換会 年3回 ・教育委員会と不登校適応指導教室との打合せ 毎月1回 ・いじめ問題対策連絡協議会やケース会議における県南児童相談所や子育て家庭支援課との連携 随時
3	2	③	児童虐待防止対策の充実														
3	2	③	ア. 児童虐待防止のための体制整備														
3	2	③	ア	22	○体罰の根絶に向けた職員に対する研修や啓発の推進		学校教育課	継続	32	○7月・12月を教職員の服務規律強化旬間とし、体罰防止の校内研修を実施	—	事業計画通り	○7月・12月を教職員の服務規律強化旬間とし、体罰防止の校内研修を実施した。	B	学校に関わる全ての者にを行った。	市内全校実施	○7月・12月を教職員の服務規律強化旬間とし、体罰防止の校内研修を実施
					●中学校ブロック人権研修会の実施			継続	32	○人権に関する講話やワークショップなどの実施	—	—	○参集型、オンライン研修を含む分散型で実施など、各中学校の実情に応じて開催方法や回数は異なるが、工夫しながら人権教育の推進を目的とした研修会を行った。	A	人権を尊重した教育活動がなされるよう、研修や研修用資料を用いて啓発を行った。	—	○人権に関する講話やワークショップなどの実施
					●教職員向け人権教育研修用資料「なかよし」の発行			継続	32	○子どもの人権に関するアンケート(教職員対象)の実施と結果の周知	年1回	年1回	○教職員向け人権教育研修用資料「なかよし」の発行 子どもの人権に関するアンケート(教職員対象)を実施し、結果を周知した。	A		年1回	○子どもの人権に関するアンケート(教職員対象)の実施と結果の周知
					●コンプライアンス・チェックシート及びコンプライアンス・アクションシートを用いての研修			継続	32	○服務規律強化旬間の実施による啓発 年2回 ○コンプライアンス意識の実態把握調査 ○自校の実態に合わせた不祥事防止のためのコンプライアンスアクションシートの作成 ○校長会や教頭会にて事態調査及び対応策のまとめの周知と活用依頼	—	事業計画通り	○服務規律強化旬間の実施による啓発 年2回：7月と12月 ○コンプライアンス意識の実態把握調査 ○自校の実態に合わせた不祥事防止のためのコンプライアンスアクションシートの作成と周知 ○校長会や教頭会にて事態調査及び対応策のまとめの周知と活用依頼	B	客観的な事実に基づいた情報提供を行うとともに学校に関わる全ての者に配慮した対応策を考えた。	市内全校実施	○服務規律強化旬間の実施による啓発 年2回 ○コンプライアンス意識の実態把握調査 ○自校の実態に合わせた不祥事防止のためのコンプライアンスアクションシートの作成 ○校長会や教頭会にて事態調査及び対応策のまとめの周知と活用依頼

【全事業】令和5年度進行管理事業実績一覧

★成果指標を設定した事業内容

基本的取組 施策の方針 施策の方向				項目	事業番号	事業名	事業内容	担当課	新規・継続 第3次 事業番号	令和5年度事業計画	現状値 (R3)	実績値 (R5)	令和5年度実績報告	事業の進捗状況 A順調 B概ね順調 C一部未実施あり	人権に配慮した点	目標値 (R6)	令和6年度事業計画
3	2	③	ア	23	○迅速・的確に児童虐待に対応するための相談体制の充実 ○小山市要保護児童等対策地域協議会の円滑な運営と連携強化	●子ども家庭総合支援拠点における支援の充実	子育て家庭支援課	継続	34	○虐待対応専門員兼家庭相談員3名、子ども家庭支援員兼家庭相談員2名により、家庭児童相談、調査、助言指導、関係機関との連絡調整を対応して子どもとその家庭を対象に極めて細やかな支援を行う。 なお、当事業における子ども家庭総合支援拠点については、令和3年度に設置したことから、今後は、関係機関との連携、相談体制をさらに強化し、支援の充実を図っていく。	拠点数 1か所	拠点数 1か所	○虐待対応専門員3名、子ども家庭支援員2名の合わせて5名の家庭相談員と正職員5名で児童家庭相談（虐待対応含む）に応じ、支援実施。延5379件の相談件数。	A	18歳未満までの課題のある児童を幅広く把握し、相談に応じた	拠点数 1か所	○虐待対応専門員3名、子ども家庭支援員2名の合わせて5名の家庭相談員と正職員5名で児童家庭相談（虐待対応含む）に応じ、支援をしていく。
						●要保護児童等対策地域協議会を活用した関係機関とのネットワークの強化		継続	35	年35回	年42回	○関係機関を招集し、要保護児童等対策地域協議会個別ケース検討会議を実施し、対象児童家庭の問題点、支援方針、役割分担等を確認。	A	—		○関係機関を招集し、要保護児童等対策地域協議会個別ケース検討会議を実施し、対象児童家庭の問題点、支援方針、役割分担等を明確にしていく。	
						●職員、民生委員・児童委員等を対象とした研修の実施		継続	34	年1回	年1回	○民生委員児童委員向けに出前講座実施。	B	年1回		○児童虐待防止に関する出前講座を広く実施していく。（ヤングケアラー内容含む）	
						●要保護児童対策地域協議会との連携		保育課（こども課）	継続	36	○家庭支援を要する児童に対し関係機関等の連携を密に支援に勤める。	年4回	年4回	○家庭支援を要する児童に対し関係機関等の連携を密に支援に勤める。		A	年4回
						●保育所入所による保護	継続		36	○子育て家庭支援課や健康増進課等、関係機関との連携	—	—	○子育て家庭支援課や健康増進課等、関係機関との連携	A	—	○子育て家庭支援課等、関係機関との連携	
3	2	③	イ. 虐待を受けた子どもの自立支援														
3	2	③	イ	24	○児童相談所等の関係機関・団体との連携による支援体制の強化 ○家庭的な環境で過ごせる居場所づくり	●要保護児童等対策地域協議代表者会議、実務者会議の開催	子育て家庭支援課	継続	38	○要保護児童等対策地域協議会代表者会議を年2回開催する ○要保護児童等対策地域協議会実務者会議を年4回開催する	年2回 年4回 計6回	代表者会議 年2回 実務者会議 年4回 計6回	○要保護児童等対策地域協議会代表者会議 2回 実務者会議 4回 個別ケース検討会議 42回 支援方針会議 毎週水曜日午後実施	A	会議の進め方等については委員にお諮りした	代表者会議 年2回 実務者会議 年4回 計6回	○要保護児童等対策地域協議会代表者会議 2回 実務者会議 4回 個別ケース検討会議（随時） 支援方針会議（毎週水曜日） 合同会議（必要時）
						●要支援児童生活応援事業		継続	41	2か所	2か所	○シリウス 開所日数178日、延べ利用件数1037日 ＜前年度からの継続＞ 小学生 男3名、女3名 中学生 男3名、女3名 ＜令和5年度新規＞ 小・中学生 新規なし 計12名 ○おひさま 開所日数177日、延べ利用件数770日 ＜前年度からの継続＞ 小学生 男5名、女2名 中学生 男1名、女1名 ＜令和5年度新規＞ 小学生 男4名、女1名 中学生 新規なし 計14名 ○おひさま・シリウス会議：4回実施。	A	利用開始や中止については保護者や本人の同意の上で実施している。	2か所（継続）	○「子どもの居場所シリウス」の委託運営。 NPO法人 ビリーブに委託して実施する。 ○「子どもの居場所おひさま」の委託運営。 NPO法人さくらネットに委託して実施する。 ○おひさま・シリウス会議 2ヶ月に1回（目安）で実施。	

【全事業】令和5年度進行管理事業実績一覧

★成果指標を設定した事業内容

基本的取組	施策の方針	施策の方向	項目	事業番号	事業名	事業内容	担当課	新規・継続	事業番号 第3次	令和5年度事業計画	現状値 (R3)	実績値 (R5)	令和5年度実績報告	事業の進捗状況 A順調 B概ね順調 C一部未実施あり	人権に配慮した点	目標値 (R6)	令和6年度事業計画
3	2	④	子育て環境づくりの推進														
3	2	④	25	○地域における子育て支援体制の充実 ○子どもたちが健やかに成長できる環境の整備	●子育て支援総合センターの充実	子育て家庭支援課		継続	40	○子育て支援事業の充実を図る総合拠点を設置 ほほえみ相談事業、子育てひろば事業、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業を実施する。	年末年始を除き常設	年末年始を除き常設	○ほほえみ相談事業の実施 利用実績（延べ件数）…来所相談 1,862組、電話相談 316件	A	休日でも子連れで利用できる相談窓口を常設し、子どもの迎え、預かりのサポートを行うことで、子どもの人権を守る視点（児童虐待の未然防止）から、養育者の不安や負担の軽減ができるよう努めた。	年末年始を除き常設	○子育て支援事業の充実を図る総合拠点を設置 ほほえみ相談事業、子育てひろば事業、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業を実施する。
					●ほほえみ相談事業の実施			継続	40		年末年始を除き常設	年末年始を除き常設	○子育てひろば事業（すまいる・にっこりちゃん）の委託による実施…利用実績 すまいる 延べ6,574人（親子人数）、にっこりちゃん 延べ2,771人（親子人数）			年末年始を除き常設	
					●常設の子育てひろば、出張ひろばの実施			継続	40		年末年始を除き常設出張ひろばは2回/週	年末年始を除き常設出張ひろばは2回/週	○一時預かり事業の委託による実施…延べ260人（児童数）			年末年始を除き常設出張ひろばは2回/週	
					●ファミリー・サポート・センター事業の実施			継続	40		—	—	○ファミリーサポートセンター事業の委託による実施…依頼会員 719名 提供会員 151名 両方会員 113名 利用件数 1,688件			—	
					●一時預かり事業	保育課（こども課）		継続	39	○未就園児を持つ保護者が安心して預けられる体制の充実	—	—	○未就園児を持つ保護者が安心して預けられる体制の充実	A	利用にはオリエンテーションの実施が必須であり、児童一人ひとりの状況を確認した後にサービスを提供している。	—	○未就園児を持つ保護者が安心して預けられる体制の充実
					●地域子育て支援センター			継続	39	○支援センターにおいて保健師栄養士の相談の機会を設け、子育て支援の充実を図る。	週5日開設	週5日開設	○支援センターにおいて保健師栄養士の相談の機会を設け、子育て支援の充実を図る。	A	週5日開設	○支援センターにおいて保健師栄養士の相談の機会を設け、子育て支援の充実を図る。	
3	2	⑤	子どもの貧困対策の推進														
3	2	⑤	26	○子どもの貧困への支援体制の整備・充実	★「第2次小山市子どもの貧困撲滅5か年計画」に基づく事業の実施	子育て家庭支援課 こども政策課		継続	41	○令和5年4月に設置した小山市子ども・子育て支援事業計画推進委員会・幹事会において、継続的に施策の進捗評価、検証を行うとともに、次期「子ども・子育て支援事業計画」策定に向け、協議を行っていく。	★計画の実施により目標値を達成した事業数10	10指標	○子ども・子育て支援事業計画推進委員会・幹事会では、計画に基づく施策の進捗状況を報告した。また次期「子ども・子育て支援事業計画」策定に向け、ニーズ調査の内容等について協議を行った。	B	保護者、子どもそれぞれの状況や人権に配慮し、計画に基づく施策の実施に努めた。	★現状値以上	○令和5年に設置した小山市子ども・子育て支援事業計画推進委員会・幹事会において、継続的に施策の進捗評価、検証を行うとともに、次期「子ども・子育て支援事業計画」策定に向け、協議を行っていく。
					●子どもの貧困・虐待防止対策本部会議及びプロジェクト合同会議の開催			継続	41		—	年3回				年5回	
					●学校との連携による子どもへの支援 ・スクール・ソーシャル・ワーカーによる学校訪問・家庭訪問 ・家庭相談	学校教育課	新規	新規	○学校からの依頼による学校訪問、情報共有 ○学校、保護者、関係機関からの依頼による支援 ・不登校、ひきこもり ・経済的困窮 ・障がい・虐待 ・育児、子育て、しつけ ・非行 ・いじめ ○学校からの依頼による学校訪問、家庭訪問を行い、学校との情報共有や情報提供を行うことで、学校と家庭の関係作りを行った。 ○学校、保護者、関係機関からの依頼による支援を行うことで子ども自身の支援体制を構築した。 ○子どもや保護者を関係機関につなげるための連絡調整を行った。	—	随時	B	家庭環境に配慮し支援を行った。	随時	○市SSW3人 ○SSW1人あたり約30人の相談者 ○学校からの依頼による学校訪問、情報共有 ○学校、保護者、関係機関からの依頼による支援 ・不登校、ひきこもり ・経済的困窮 ・障がい・虐待 ・育児、子育て、しつけ ・非行 ・いじめ ○ヤングケアラーに対して、関係機関と連携して対応 ○貧困家庭には、寄付していただいたお米を配布		

【全事業】令和5年度進行管理事業実績一覧

★成果指標を設定した事業内容

基本的取組	施策の方針	施策の方向	項目	事業番号	事業名	事業内容	担当課	新規・継続	事業番号 第3次	令和5年度事業計画	現状値 (R3)	実績値 (R5)	令和5年度実績報告	事業の進捗状況 A順調 B概ね順調 C一部未実施あり	人権に配慮した点	目標値 (R6)	令和6年度事業計画
3	3				高齢者の人権												
3	3	①			高齢者の人権の尊重												
3	3	①	27		○高齢者の人権に関する啓発活動の推進 ○高齢者を豊かな能力を持つ人材として捉えるような市民意識の向上 ○充実した生活を送るエイジレス・ライフの推進	●充実した生活を送るための各種事業の周知	高齢生きがい課	継続	42	○広報おやま、ホームページ、おーラジを利用した広報、いきいき安心ガイドブックの発行、出前講座の実施等で、各種事業や介護保険制度の利用等について周知。	—	—	○おーラジ ・負担割合・介護保険負担限度額・介護保険料 1回 ・高齢者サポートセンター 4回 ・介護予防事業 2回 ・エンディングノート 1回 ・成年後見制度 1回 ○まちづくり出前講座 ・「在宅福祉サービス」2回 ○いきいきガイドブックの発行 ・発行数：3,000部 ○各種事業をホームページに掲載	A	社会的身分・門地・人権・民族・性別・障がいの区分なく、すべての人を尊重し相手の立場に配慮した内容で周知を行った。	—	○広報おやま、ホームページ、おーラジを利用した広報、いきいき安心ガイドブックの発行、出前講座の実施等で、各種事業や介護保険制度の利用等について周知。
						●シルバー人材センターの周知		継続	42	○シルバー人材センター事業の広報・啓発広報おやま発行にあわせ、年2回のチラシ(シルバーだより)を全世帯配布や入会説明会実施(ともにシルバー人材センターで実施) チラシ・ポスターを高齢生きがい課窓口に設置。	—	—	○シルバー人材センター 広報・チラシ・ポスターを庁内、課窓口に設置。		—	○シルバー人材センター事業の広報・啓発 入会説明会実施(ともにシルバー人材センターで実施) チラシ・ポスターを高齢生きがい課窓口・庁内に設置。	
						●シルバー大学校への案内		継続	42	○シルバー大学校入学案内等を高齢生きがい課や各出張所等に設置、配布。高齢生きがい課で申込受付。	—	—	○シルバー大学校同窓会支部 同窓会支部事業への実施協力(5月市長講話会、7月地域活動学習)、シルバー大入学案内の窓口設置や願書の受領。	A	新型コロナウイルスの5類移行に伴い、思桜会(小山市老人クラブ連合会)の主催事業はコロナ流行前と同じように実施した。	—	○シルバー大学校入学案内等を高齢生きがい課や各出張所等に設置、配布。高齢生きがい課で申込受付。
						●思桜会(老人クラブ)活動の推進		継続	42	○老人クラブ活動及び会員加入促進を図るため、新規結成奨励祝金、若手会員奨励金、会員加入増育成奨励祝金を交付。その他、友愛サロン・シニアウォーキング事業実施クラブや、各地区老人クラブ連絡協議会等に助成金を交付。思桜会主催各種催事業の実施。自治会長あて通知で新規クラブ設置や加入促進協力を依頼。広報誌(いきいきだより)年2回発行など。	—	—	○思桜会(老人クラブ) ・会員加入促進についての広報・啓発及び、各種事業の実施 ・思桜会広報紙「いきいきだより」年2回発行、単位老人クラブ紹介記事も「いきいきだより」に掲載、おーラジ出演 ・コロナ5類移行に伴い、事業計画通り事業実施。(6月輪投げ大会、7月GG・ベタンク大会、9月スポーツ大会、10月思桜会大会、表彰式、11月女性部報告事業、12月思桜会作品展、1月若手部事業ボウリング大会の実施など		広報誌いきいきだより(年2回発行)やおーラジ出演などで、思桜会・老人クラブの周知や、地域に根ざした老人クラブ活動の魅力発信に努めた。 県老人クラブ連合会、シルバー人材センター、シルバー大同窓会小山支部などの関係機関とも連携をとり、シニアの社会参加の機会の増進に努めた。	—	○老人クラブ活動及び会員加入促進を図るため、新規結成奨励祝金、若手会員奨励金、会員加入増育成奨励祝金を交付。その他、友愛サロン・シニアウォーキング事業実施クラブや、各地区老人クラブ連絡協議会等に助成金を交付。思桜会主催各種催事業の実施。自治会長あて通知で新規クラブ設置や加入促進協力を依頼。広報誌(いきいきだより)年2回発行など。
						★生き生き高齢者育成支援推進事業 ↓ ●シニアの社会参加に関する相談と情報提供		継続	42	○高齢生きがい課で、シニアの社会参加に関する相談に応じる。県の「ぶらっと(とちぎ生涯現役シニア応援センター)」と連携し、ぶらっとのセミナーの案内をはじめ、社会参加に関する情報提供や窓口の紹介を行う。		—	★サイト閲覧件数R3で事業終了のため、設定を削除する ○県の「ぶらっと(とちぎ生涯現役シニア応援センター)」と協定を締結、各市区町老人クラブ連合会事務局に案内窓口が設置され、相談業務で研修・情報共有等協力を行っている。 シニアの社会参加に関する相談の名称で毎月市広報誌に窓口情報掲載。		○高齢生きがい課で、シニアの社会参加に関する相談に応じる。県の「ぶらっと(とちぎ生涯現役シニア応援センター)」と連携し、ぶらっとのセミナーの案内をはじめ、社会参加に関する情報提供や窓口の紹介を行う。		

【全事業】令和5年度進行管理事業実績一覧

★成果指標を設定した事業内容

基本的取組	施策の方針	施策の方向	項目	事業番号	事業名	事業内容	担当課	新規・継続	事業第3次番号	令和5年度事業計画	現状値(R3)	実績値(R5)	令和5年度実績報告	事業の進捗状況 A順調 B概ね順調 C一部未実施あり	人権に配慮した点	目標値(R6)	令和6年度事業計画
3	3	①	28		●道徳教育の充実	○学校教育における高齢者との世代間交流等を通じた高齢者についての理解の促進	学校教育課	継続	43	○道徳科における指導の充実「父母・祖父母への尊敬」に関する内容を扱った授業で、尊敬や感謝の気持ち、高齢者に対する思いやりやいたわりの気持ちを育む。 ○「心を育てる学校教育の日」の実施	—	—	○各学校で、「心を育てる学校教育の週間」を設定し、道徳科の授業を中心に心を育てる取組を実施してきた。その中でも、父母・祖父母への尊敬に関する内容を取り上げ、尊敬や感謝の気持ちを育んできた。	C	一人一人の考えを尊重する態度を育てている	—	○道徳科における指導の充実「父母・祖父母への尊敬」に関する内容を扱った授業で、尊敬や感謝の気持ち、高齢者に対する思いやりやいたわりの気持ちを育む。 ○「心を育てる学校教育の週間」の実施
					●高齢者との交流活動			継続	43	○学校行事（運動会や文化祭等）における高齢者との交流 ○総合的な学習の時間（昔の知恵や遊びの教授、公民館でのボランティア活動や交流活動、老人ホームを訪問してのふれあい活動等）等における高齢者との交流	—	—	○新型コロナウイルスは5類感染症に移行したものの、高齢者との交流がコロナ禍前に戻るには、相当の時間を要する状況である。このため、今年度も高齢者との交流はできなかった。			○学校行事（運動会や文化祭等）における高齢者との交流 ○総合的な学習の時間（昔の知恵や遊びの教授、公民館でのボランティア活動や交流活動、老人ホームを訪問してのふれあい活動等）等における高齢者との交流	
3	3	①	29		●パンフレットの作成・配布	○後期高齢者医療制度の周知及び理解の促進	国保年金課	継続	44	○後期高齢者医療制度に関する説明用パンフレットの作成・配布 「後期高齢者医療制度のお知らせ」 「後期高齢者医療制度のご案内」	年1回	年1回	○パンフレットの作成・配布 「後期高齢者医療制度のお知らせ」A3版 32,000部 主に保険料納付書発送時に同封 「後期高齢者医療制度のご案内」小冊子 23,200部 主に保険証発送時に同封	B	栃木県後期高齢者医療広域連合で作成された小冊子等、イラストや文章の表現において、年齢や性別に偏りがないうちを配慮されているものを利用している。後期高齢者医療制度における自己負担割合や健康診査の受診等について、理解が得られるよう周知を行った。	年1回	○後期高齢者医療制度に関する説明用パンフレットの作成・配布 「後期高齢者医療制度のお知らせ」 「後期高齢者医療制度のご案内」
					●行政テレビ及びおーらじでの制度のお知らせ放送			継続	44	○行政テレビによる周知（7月・3月） 「後期高齢者医療制度・保険料について」 「人間ドック等受診者募集について」 ○おーらじによる周知（8月・3月） 「後期高齢者医療制度について」 「人間ドック等受診者募集について」	年2回	年3回	○行政テレビ放送（7月上旬） 「後期高齢者医療制度・保険料について」 「人間ドック等受診者募集について」⇒広報3月号にて健診事業と共に周知するため中止 ○おーらじ放送（8月21日、3月7日） 「健康診断について」⇒健診事業の周知に含めて実施		年2回	○行政テレビによる周知（7月・3月） 「後期高齢者医療制度・保険料について」	
					●広報及びホームページでの周知			継続	44	○小山市広報による周知（7月・3月） 「後期高齢者医療制度のお知らせ」 「人間ドック等受診者募集」	年1回	年2回	○小山市広報及びホームページへの掲載（7月号） 「後期高齢者医療制度のお知らせ」（3月号） 「人間ドック等受診者募集」		年2回	○小山市広報による周知（7月・3月） 「後期高齢者医療制度のお知らせ」 「人間ドック等受診者募集」	
					●健康診査・歯科健診・人間ドック等の受診啓発			継続	44	○健診受診券、歯科健診受診券の発送（4月） 人間ドック・脳ドックの助成申請受付 健診受診者は定期預金金利を上乗せする「健康サポート定期」の実施による受診啓発	健康診査受診券発送年2回	健康診査受診券発送年1回	○健康診査・歯科健診・人間ドックの受診啓発 「健康のしおり」全戸配布 健康サポート定期の実施 1) 健康診査受診者数5,948人 2) 歯科健診受診者数 524人 3) 人間ドック等費用助成者数 345人		健康診査受診券発送年1回	○小山市健診ガイド(受診券)、歯科健診受診券の発送（4月） 人間ドック・脳ドックの助成申請受付 健診受診者は定期預金金利を上乗せする「健康サポート定期」の実施による受診啓発	

【全事業】令和5年度進行管理事業実績一覧

★成果指標を設定した事業内容

基本的取組	施策の方針	施策の方向	項目	事業番号	事業名	事業内容	担当課	新規・継続	事業第3次番号	令和5年度事業計画	現状値(R3)	実績値(R5)	令和5年度実績報告	事業の進捗状況 A順調 B概ね順調 C一部未実施あり	人権に配慮した点	目標値(R6)	令和6年度事業計画
3	3	②	高齢者の尊厳の確保														
3	3	②	30		○地域の中核的機関である「地域包括支援センター」の機能強化 ○包括的かつ継続的なサービス体制の構築	●高齢者サポートセンターの設置	高齢生きがい課	継続	45	○地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるように必要な支援を行う。 地域包括支援センター運営協議会の実施（2回/年）	6か所	6か所	B	市内6か所(小山総合・小山・大谷・間々田・美田・桑綱)にある高齢者サポートセンターで、高齢者に関する医療・福祉・生活全般に渡る幅広い相談を受け必要なサービスや機関を紹介することで、住み慣れた地域で安心して暮らせる支援を行うことができた。	6か所	○地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるように必要な支援を行う。 地域包括支援センター運営協議会の実施（2回/年）	○地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域の関係機関とのネットワークを構築しながら高齢者個人に対する支援の検討を行う会議「個別ケア会議」や、圏域・市レベルの「地域ケア会議」を開催する。
						●地域ケア会議の開催		継続	45	○地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域の関係機関とのネットワークを構築しながら高齢者個人に対する支援の検討を行う会議「個別ケア会議」や、圏域・市レベルの「地域ケア会議」を開催する。	地域ケア会議：1回 個別ケア会議：11回	地域ケア会議：8回 個別ケア会議：18回 (1月末現在)				地域ケア会議：8回 個別ケア会議：20回	
						●自立支援検討会議の開催		継続	45	○個別ケースの事例を通して、高齢者の自立に向けて支援と生活の質の向上を目指すための会議を開催。	年3回	年8回				年4回	○個別ケースの事例を通して、高齢者の自立に向けて支援と生活の質の向上を目指すための会議を開催。
						●自治会による高齢者の見守り・支え合い ★高齢者の見守り・支え合いに取り組んでいる自治会数		継続	45	○地域の日常的な支え合い体制づくりを推進するため、地域における見守り・支え合い活動を実施する自治会に対し、小山市見守り・支え合い推進補助金を交付する。	★76自治会 (R2 29.2%)	★33自治会 (長期に補助金交付申請があった自治会数)				★35自治会	○地域の日常的な支え合い体制づくりを推進するため、地域における見守り・支え合い活動を実施する自治会に対し、小山市見守り・支え合い推進補助金を交付する。
3	3	②	31		○「高齢者虐待防止ネットワーク」の設置 ○高齢者の尊厳の保持及び安心した生活の確保 ○成年後見制度の利用促進	●小山市高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会での情報共有	高齢生きがい課	継続	46	○虐待に関する現状等の情報共有及び予防の取り組みについて検討する ・運営委員会開催予定：2回（9月～10月、2月～3月）	—	—	B	高齢者の尊厳を守り安心した生活の確保を図れるよう「高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会」を開催した。虐待の早期発見・支援を目指し民生委員を中心に類型や事例を説明し地域に向けた周知・啓発を行った。	—	○虐待に関する現状等の情報共有及び予防の取組みについて検討する ・終結事例の検証を行う ・運営委員会開催：2回（9月、2月）	○虐待に関する現状等の情報共有及び予防の取組みについて検討する
						●認知症サポーター養成講座		継続	46	○初級ならびに上級を6月～7月、1月に開催する ○おやままちづくり出前講座などの依頼に随時対応する	1,556人 (初級版＋上級版)	1,119人 (初級1,044人＋上級75人)				1,500人 (初級版＋上級版)	○6月・1月初級版、7月・2月上級版を開催予定 ○おやままちづくり出前講座などの依頼に随時対応する
						●認知症相談		継続	46	○認知症地域支援推進員による認知症相談を随時実施する（窓口、電話等により常時）	143人	115人				120件 (人)	○認知症地域支援推進員による認知症相談を随時実施する（窓口、電話等により常時）
						●認知症カフェの開催		継続	46	○市が介護家族の会に委託するオレンジカフェを、毎月2回実施する（第2・第4火曜日、旧保健・福祉センター） ○市の委託以外で実施されている「夢紡ぐ家～たむらさんち～（きぬの里内）」「ひなたほっこ（乙女）」「ほのかさろん（穂の香苑内）」「風わらう喫茶（風わらう舎、令和6年度新規オープン）」の4か所もホームページ等で周知していく	0回 (コロナ禍のため開催不可)	24回				24回 (オレンジカフェの開催日)	○市が介護家族の会に委託するオレンジカフェを、毎月2回実施する（第2・第4火曜日、総合福祉センター） ○市の委託以外で実施されている「夢紡ぐ家～たむらさんち～（きぬの里内）」「ひなたほっこ（乙女）」「ほのかさろん（穂の香苑内）」「風わらう喫茶（風わらう舎、令和6年度新規オープン）」の4か所もホームページ等で周知していく

【全事業】令和5年度進行管理事業実績一覧

★成果指標を設定した事業内容

基本的取組	施策の方針	施策の方向	項目	事業番号	事業名	事業内容	担当課	新規・継続	事業第3次番号	令和5年度事業計画	現状値(R3)	実績値(R5)	令和5年度実績報告	事業の進捗状況 A順調 B概ね順調 C一部未実施あり	人権に配慮した点	目標値(R6)	令和6年度事業計画
3	3	②	31			●支援を必要とする高齢者等への総合的相談事業 ●成年後見制度利用支援事業 ●法人後見事業 ●市民後見推進事業 ●日常生活自立支援事業（あすてらすおやま）	社会福祉協議会	継続	47	延相談件数1,826件（うちコロナ貸付：1,033件） 成年後見制度に関する新規相談者数 30人 法人後見事業受任件数4件 成年後見推進委員会開催回数1回（中止1回） 利用者数 99人	延相談件数664件 成年後見制度に関する新規相談者数 104人 法人後見事業受任件数5件 成年後見推進委員会開催回数0回 利用者数 92人	R4年度と比較すると、コロナ貸付終了に伴い、相談もなくなっている。生活困窮に関する相談は多く関係機関と連携しながら対応を行っている。 成年後見制度に関する新規相談者数は104人となっている。制度と相談先が周知されていることで、必要性を感じる市民や興味を持った市民の相談がある。 法人後見受任件数5件；法人後見の需要に対応でき、受任件数が1件増えた。 新たに「権利擁護支援における地域連携ネットワーク協議会」を設置した。 ○あすてらすおやま利用者数：92人 R5年度の契約件数10件、解約件数13件（うち死亡13件）多くの解約理由が高齢の方の死亡であった。利用人数の維持と待機者を出さないために初回相談から調査まで速やかに行うことができるよう努めたい。	B	対象者が認知症高齢者など権利を侵害されやすい状況や相談を受けることもあるため、関係機関との連携や速やかな通報など対応行う。	延べ相談件数800件 成年後見に関する新規相談者数 70人 法人後見事業受任件数6件 地域連携ネットワーク協議会開催回数1回 利用者数 90人	○市民からの相談を随時受け付け、相談支援を行う。必要に応じて他機関と連携し相談者が課題の解決に取り組めるよう支援する。 ○成年後見制度に関する相談支援を行い、制度の適切な利用や各相談機関の後方支援を行っていく。 ○社会福祉協議会が成年後見人等として支援を行い、認知症高齢者の権利擁護ができるよう対応していく。 ○地域連携ネットワーク協議会を開催し、市民後見人の活動支援体制整備をしていく。 ○判断能力に不安がある方に対して適切な福祉サービスの利用の支援と日常的な金銭管理サービスや書類等預かりサービスを通じ生活基盤の安定を図る。	
3	3	③	自立支援と生きがいづくりの推進														
3	3	③	32			●シルバー人材センター事業の広報・啓発 ●思桜会（老人クラブ）育成事業	高齢生きがい課	継続	49	○シルバー人材センター事業の広報・啓発 広報おやま発行にあわせ、年2回のチラシ（シルバーだより）を全世帯配布や、入会説明会の実施（ともにシルバー人材センターで実施） チラシ・ポスターを高齢生きがい課窓口に設置。センターへの補助金交付等 ○老人クラブ活動及び会員加入促進を図るため、新規結成奨励祝金、若手会員奨励金、会員加入増育成奨励祝金を交付。	—	—	○シルバー人材センター 会員数(R5.3月末) … 551人 受注件数 … 4,186件 受注額 … 274,195,442円 広報おやま6・11月号にあわせてチラシ（シルバーだより）全世帯配布、チラシ・ポスターを課窓口に設置。市からセンターへ補助金を交付。 ○思桜会（老人クラブ）育成事業 単位老人クラブ … 105クラブ 会員数 … 3,555人(R4.12月時点) 活動内容 … グラウンドゴルフ、輪投げ、自治会活動の手伝い、清掃活動等ボランティア、その他 新規結成奨励祝金(20,000円) 1クラブ、若手会員奨励金(30,000円) 0クラブ、育成奨励祝金(10,000円、+5人以上) 6クラブ	A	新型コロナウイルスの5類移行に伴い、思桜会（小山市老人クラブ連合会）の主催事業はコロナ流行前と同じように実施した。 広報誌いきいきだより（年2回発行）やおーラジ出演などで、思桜会・老人クラブの周知や、地域に根ざした老人クラブ活動の魅力発信に努めた。	— 老人クラブ結成率 55%	○シルバー人材センター事業の広報・啓発 入会説明会の実施（ともにシルバー人材センターで実施） チラシ・ポスターを高齢生きがい課窓口・庁内に設置。センターへの補助金交付等 ○老人クラブ活動及び会員加入促進を図るため、新規結成奨励祝金、若手会員奨励金、会員加入増育成奨励祝金を交付。

【全事業】令和5年度進行管理事業実績一覧

★成果指標を設定した事業内容

基本的取組	施策の方針	施策の方向	項目	事業番号	事業名	事業内容	担当課	新規・継続	事業番号第3次	令和5年度事業計画	現状値(R3)	実績値(R5)	令和5年度実績報告	事業の進捗状況 A順調 B概ね順調 C一部未実施あり	人権に配慮した点	目標値(R6)	令和6年度事業計画
3	3	③		32	○高齢者の社会活動への参加促進	●友愛サロン事業 ●シルバー大学校支援事業 ★生き生き高齢者育成支援推進事業 ↓ ●シニアの社会参加に関する相談と情報提供	高齢生きがい課	継続	49	○単位老人クラブが、会員以外も参加可能な自由な交流活動を、概ね10名以上で、月2回以上、3年以上継続して実施する場合に助成金を交付。 初年度50千円、2年目以降0千円。 各地区老人クラブ連絡協議会を通じて申請受付、助成金交付。 ○シルバー大学校入学申込案内の配布、申込受付。シルバー大学校同窓会小山支部主催の各事業に協力(8月に市長講話会兼地域活動学習など) ○高齢生きがい課で、シニアの社会参加に関する相談に応じる。県の「ぶらっと(とちぎ生涯現役シニア応援センター)」と連携し、ぶらっとのセミナーの案内をはじめ、社会参加に関する情報提供や窓口の紹介を行う。	—	—	○友愛サロン事業 実施団体… 64サロン 登録者数… 2,008人 活動回数…各団体で月2回 活動内容…茶話会、輪投げ、グラウンドゴルフ他 ※感染対策を十分にとって実施、難しい場合は自粛を要請。 ○シルバー大学校 第43期入学者 … 110人(南校・内、小山市民34人) 同窓会小山支部会員 … 160人 同窓会支部事業への実施協力、5月市長講話会、他、思校会女性部観音寺でシルバー太鼓のギター、アフリカンダンスサークルに出演依頼 ○生き生き高齢者育成支援推進 広報おやまで、シニアの社会参加相談窓口の周知。 利用者が少ないこと(R4年度相談・5件)や、令和3年11月から県の「ぶらっと(とちぎ生涯現役シニア応援センター)」と協定を締結、各市町の老人クラブ連合会事務局に案内窓口を設置したことなどから、令和4年度末で事業廃止。なお、シニアの社会参加に関する相談や情報提供は次年度以降も実施。	新規クラブ結成、会員加入促進のため奨励金を交付した。(大幅に会員数を増やしたクラブもあったが、会員の高齢化や会長のなり手不足で休会・解散したクラブがあり、R4年度比△2クラブとなった) シルバー大同窓会に市が事業協力(市長講話会等)を行うとともに、思校会女性部事業への協力を依頼する等、連携を図った。	—	○単位老人クラブが、会員以外も参加可能な自由な交流活動を、概ね10名以上で、月2回以上、3年以上継続して実施する場合に助成金を交付。 初年度50千円、2年目以降0千円。 各地区老人クラブ連絡協議会を通じて申請受付、助成金交付。 ○シルバー大学校入学申込案内の配布、申込受付。シルバー大学校同窓会小山支部主催の各事業に協力(8月に市長講話会兼地域活動学習など) ○高齢生きがい課で、シニアの社会参加に関する相談に応じる。県の「ぶらっと(とちぎ生涯現役シニア応援センター)」と連携し、ぶらっとのセミナーの案内をはじめ、社会参加に関する情報提供や窓口の紹介を行う。	
3	3	④	高齢者に配慮した生活環境の確保														
3	3	④		33	○高齢者が安心して暮らすための支援体制	●高齢者が住みやすい生活環境の確保 ●在宅福祉サービス ●高齢者一般福祉サービス	高齢生きがい課	継続	50	○居宅介護支援事業所(ケアマネジャー)をはじめ、市内6カ所の高齢者サポートセンター職員、リハビリテーション専門職等と連携し、高齢者が住みやすい生活環境の確保に関する個別の相談に適切に対応する。	—	—	○高齢者が住みやすい生活環境の確保 高齢生きがい課及び高齢者サポートセンター窓口において、高齢者の住まいに関する情報提供や個別に相談支援を行った。	B	社会的身分・門地・人権・民族・性別・障がいの区分なく、すべての人を尊重し相手の立場に配慮して業務を行った。	—	○居宅介護支援事業所(ケアマネジャー)をはじめ、市内6カ所の高齢者サポートセンター職員、リハビリテーション専門職等と連携し、高齢者が住みやすい生活環境の確保に関する個別の相談に適切に対応する。
						●在宅福祉サービス	高齢生きがい課	継続	52	○主に一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯のうち、生活の支援を必要としている方を対象に、配食サービス、軽度生活援助、寝具洗濯乾燥消毒サービス、医療機関への移送サービス(タクシー券)、短期入所事業、日常生活用具(電磁調理器、火災警報器等)などの申請を受け、実施。通年で実施。	1,933件	—	○在宅福祉サービス 広報おやま7月号・ホームページ、いきいき安心ガイドブックに記事掲載。まちづくり出前講座を2回実施、他 ※生活支援サービス・・・軽度生活援助、移送サービス、寝具洗濯乾燥消毒等 ※介護保険法定給付対象外サービス・・・短期入所、日常生活用具給付・貸与 【R5年度利用実績】 軽度生活援助 延べ1,664件、寝具洗濯乾燥消毒 延べ44件、移送サービス(医療機関) 延べ5,958件、移送サービス(いきいきふれあいセンター) 延べ1952件、短期入所 1件、日常生活用具給付・貸与延べ 19件	B	社会的身分・門地・人権・民族・性別・障がいの区分なく、すべての人を尊重し相手の立場に配慮して業務を行った。	—	○主に一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯のうち、生活の支援を必要としている方を対象に、配食サービス、軽度生活援助、寝具洗濯乾燥消毒サービス(タクシー券)、短期入所事業、日常生活用具(電磁調理器、火災警報器等)などの申請を受け、実施。通年で実施。
						●高齢者一般福祉サービス	高齢生きがい課	継続	52	○緊急通報装置の貸与、白内障特殊眼鏡等購入費助成金、はり・きゅう・あん摩マッサージ指圧施術費助成金、シルバーカー購入費助成金事業の申請受付、実施。通年で実施。	1,299件	—	○高齢者一般福祉サービス 広報おやま7月号・ホームページ、いきいき安心ガイドブックに記事掲載 ・在宅おたきり老人等介護手当支給(月1万円または5千円/延2,189件) ・緊急通報装置貸与(固定型・489台、携帯型・35台、軽便かり駆けつけサービス(オブション))・21名(R5.3月現在) ・はり灸あんま等利用者助成(1回800円×1,132件) ・老人性白内障障特殊眼鏡等購入助成(190件) ・シルバーカー購入費助成金(32件)	B	在宅の高齢者のみ世帯の方、ひとり暮らしの高齢者の方、ひとり暮らしの高齢者で生活が困難な高齢者、高齢者福祉サービスを実施し、生活の支援を必要としている方を対象に、配食サービス、軽度生活援助、寝具洗濯乾燥消毒サービス(タクシー券)、短期入所事業、日常生活用具(電磁調理器、火災警報器等)などの申請を受け、実施。通年で実施。	—	○緊急通報装置の貸与、白内障特殊眼鏡等購入費助成金、はり・きゅう・あん摩マッサージ指圧施術費助成金、シルバーカー購入費助成金事業の申請受付、実施。通年で実施。

【全事業】令和5年度進行管理事業実績一覧

★成果指標を設定した事業内容

基本的取組	施策の方針	施策の方向	項目	事業番号	事業名	事業内容	担当課	新規・継続	事業第3次番号	令和5年度事業計画	現状値(R3)	実績値(R5)	令和5年度実績報告	事業の進捗状況 A順調 B概ね順調 C一部未実施あり	人権に配慮した点	目標値(R6)	令和6年度事業計画	
3	3	④		33	○高齢者が安心して暮らすための支援体制	●介護保険制度利用の相談支援	高齢生きがい課	継続	52	○窓口において、要介護認定を新規に申請する方、申請を代行するケアマネジャー、初めて介護保険で住宅改修を行う施工業者等に対して、住宅改修及び福祉購入等の各種介護保険サービスについて、パンフレット等を活用し、よりわかりやすく周知・説明し、個別のニーズに適したサービスの導入についての相談に対応する。	—	—	○介護保険制度利用の相談支援 高齢生きがい課の窓口において、介護保険制度を利用した手すりの取付、段差の解消などの住宅改修や腰掛便座、入浴補助用具などの福祉用具購入の各種介護保険サービスについて、新規に要介護認定を申請する方、申請を代行するケアマネジャー、初めて介護保険制度で住宅改修を行う施工業者などにパンフレット等を活用しながら分かりやすく相談支援を行った。	B	社会的身分・門地・人権・民族・性別・障がいの区分なく、すべての人を尊重し相手の立場に配慮して業務を行った。	—	○窓口において、要介護認定を新規に申請する方、申請を代行するケアマネジャー、初めて介護保険で住宅改修を行う施工業者等に対して、住宅改修及び福祉購入等の各種介護保険サービスについて、パンフレット等を活用し、よりわかりやすく周知・説明し、個別のニーズに適したサービスの導入についての相談に対応する。	
						●住宅改修費の支給		継続	52	○手すり取付や段差解消等の小規模な改修工事に対し、限度額20万円の9割、8割または7割を支給する。	—	—	○住宅改修費の支給（388件、41,183千円） ・要介護者（要介護1～5）228件 24,225千円 ・要支援者（要支援1～2）160件 16,958千円			—	○手すり取付や段差解消等の小規模な改修工事に対し、限度額20万円の9割、8割または7割を支給する。	
						●福祉用具購入費の支給		継続	52	○県指定の特定福祉用具業者から入浴補助用具等を購入した場合、年間10万円までの9割、8割または7割を支給する。	—	—	○住宅改修費の支給（454件、14,008千円） ・要介護者（要介護1～5）335件 10,739千円 ・要支援者（要支援1～2）119件 3,269千円			—	○県指定の特定福祉用具業者から入浴補助用具等を購入した場合、年間10万円までの9割、8割または7割を支給する。	
						●市営住宅募集時の優先住宅の設定		建築課	継続	51	○年間8戸を優先住宅として募集	年8戸	年7戸			○4戸に1戸の割合で優先住宅を割り当てているが、募集戸数が減ってしまったので、優先住宅に割り当てることができなかった。	B	安全性・利便性を考慮し、平屋又は1階部分の部屋を優先住宅に割り当てた。
3	4	障がい者の人権																
3	4	① 共生社会の実現																
3	4	①		34	○障がい及び障がい者に対する正しい理解の促進	福祉総務課（福祉課）	●福祉まつりの開催	継続	53	○会場：イオン小山店（年3回） R5.4.15(土)16(日)、 8.19(土)20(日) 9.30(土)10.1(日) ○会場：道の駅思川（年3回） R5.4.22(土)、 5.20(土)、9.2(土)	年6回	年6回	○会場：イオン小山店（年6回） R5.4.15(土)16(日)、 8.19(土)20(日) 9.30(土)10.1(日) ○会場：道の駅思川（年3回） R5.4.22(土)、 5.20(土)、9.9(土)	B	障がい者の地域活動の促進に寄与することができた。	年6回	○会場：イオン小山店（年6回） R6.4.13(土)14(日)、 6.1(土)2(日) 10.5(土)6(日) ○会場：道の駅思川（年3回） R6.4.20(土)、 5.18(土)、9.7(土)	
							●就労支援施設による授産品販売	継続	53	○パン・焼き菓子、おこわ、漬物、油などの食品や、手芸品等授産品の販売 会場：市庁舎1階ロビー 日時：平日 11:00～13:00	毎日	毎日	○パン・焼き菓子、おこわ、漬物、油などの食品や、手芸品等授産品の販売 会場：市庁舎1階ロビー 日時：平日 11:30～13:00			毎日	○パン・焼き菓子、おこわ、漬物、油などの食品や、手芸品等授産品の販売 会場：市庁舎1階ロビー 日時：平日 11:30～13:00	
							●小山市障がい者作品展覧会	継続	53	○日程：R6.2.16(金)～ 18(日) 会場：道の駅思川評定館	年1回	年1回	○日程：R5.9.11(月)～ 15(金) 会場：市庁舎1階多目的スペース			年1回	○日程：R6.9.9(月)～ 13(金) 会場：市庁舎1階多目的スペース	

【全事業】令和5年度進行管理事業実績一覧

★成果指標を設定した事業内容

基本的取組	施策の方針	施策の方向	項目	事業番号	事業名	事業内容	担当課	新規・継続	事業第3次番号	令和5年度事業計画	現状値 (R3)	実績値 (R5)	令和5年度実績報告	事業の進捗状況 A.順調 B.概ね順調 C.一部未実施あり	人権に配慮した点	目標値 (R6)	令和6年度事業計画
3	4	②	自己決定・自己選択の支援														
3	4	②	ア. 相談支援及び情報提供機能の充実														
3	4	②	ア	35	○身近な地域での暮らしを支えるための相談支援体制の充実	★小山市障がい児者基幹相談支援センターによる専門的な相談支援の実施	福祉総務課（福祉課）	継続	54	○市役所内に設置する小山市障がい児者基幹相談支援センターにおいて、委託法人（市内4法人）から選任された4名の相談専門員による相談支援を行う。	★相談延べ人数 2,122件 ・相談実人数 200人	★相談延べ人数 3,413件 ・相談実人数 421人	○市役所内に設置する小山市障がい児者基幹相談支援センターにおいて、委託法人（市内4法人）から選任された4名の相談専門員による相談支援を実施。	B	当該センターの相談業務により、関係機関との連携を図られ、障がい者本人の自己決定や自己選択の支援につながった。	★相談延べ人数 2,500件 ・相談実人数 300人	○市役所内に設置する小山市障がい児者基幹相談支援センターにおいて、委託法人（市内4法人）から選任された4名の相談専門員による相談支援を行う。
3	4	②	イ. 権利擁護の促進														
3	4	②	イ	36	○「日常生活自立支援事業（あすてらす おやま）」の普及・啓発 ○成年後見制度の利用促進	●成年後見制度利用支援事業	福祉総務課（福祉課）	継続	56	○知的、精神障がい者で、配偶者もしくは4親等以内の親族がいなく、音信不通の場合で、後見人選定の必要性を市長が認めたとき、申立人保護のため、市長申立てや申立費用の助成を行う。	—	—	○令和4年1月から中核機関として小山市社会福祉協議会に委託。 ○市長申立ての件数は0件、後見人等報酬助成件数は1件。成年後見人に関する相談を多数受けている。	B	障がい者が、自ら希望する生活を営むための成年後見制度の利用について周知することができた。	—	○知的、精神障がい者で、配偶者もしくは4親等以内の親族がいなく、音信不通の場合で、後見人選定の必要性を市長が認めたとき、申立人保護のため、市長申立てや申立費用の助成を行う。
						●法律とこころの相談		継続	56	○精神保健福祉担当保健師同席で、弁護士による法律相談を行う。原則毎月第1木曜日10:00～12:00 R5. 4. 13、5. 11、6. 1、7. 6、8. 3、9. 7、10. 5、11. 2、12. 7、R6. 1. 11、2. 1、3. 7	—	—	○法律とこころの相談は5回実施し、相談実人数は6人だった。	B	様々な問題を抱える相談者に対し、弁護士が相談することで問題解決方法の助言を受けることができた。	—	○精神保健福祉担当保健師同席で、弁護士の法律相談を行う。原則毎月第一木曜日。
						●支援を必要とする障がい者への総合的相談事業	社会福祉協議会	継続	57	延相談件数 1,826件 （うちコロナ貸付：1,033件）	延相談件数 664件	R4年度と比較すると、コロナ貸付終了に伴い、相談もなくなっている。生活困窮に関する相談は多く関係機関と連携しながら対応を行っている。	B	対象者が精神障がい者、知的障がい者、認知症高齢者など権利を侵害されやすい状況や相談を受けることもあるため、関係機関との連携や速やかな通報など対応を行う。	利用者数 800件	利用者数 90人	○市民からの相談を随時受け付け、相談支援を行う。必要に応じて他機関と連携し相談者が課題の解決に取り組めるよう支援する。
						●日常生活自立支援事業（あすてらす おやま）		継続	57	○あらゆる相談に応じ、相談者が抱える課題を解決するために、関係機関等と綿密に連携しながら、必要に応じてあすてらすや成年後見制度の利用を含む適切な対応が図れるように支援するとともに、権利擁護支援において不十分な点については、体制の整備に取り組んでいく。	利用者数 99人	利用者数 92人	○あすてらすおやま利用者数：92人 R5年度の契約件数10件、解約件数13件（うち死亡13件）多くの解約理由が高齢の方の死亡であった。利用人数の維持と待機者を出さないために初回相談から調査まで速やかに行うことができるよう努めたい。			○判断能力に不安がある方に対して適切な福祉サービスの利用の支援と日常的な金銭管理サービスや書類等預かりサービスを通じ生活基盤の安定を図る。	
						★法人後見事業		継続	57	★法人後見事業受任件数 4件	★法人後見事業受任件数 5件	法人後見受任件数5件：法人後見の需要に対応でき、受任件数が1件増えた。	★法人後見事業受任件数 6件			○社会福祉協議会が成年後見人等として支援を行い、精神障がい者、知的障がいの方の権利擁護ができるよう対応していく。	

【全事業】令和5年度進行管理事業実績一覧

★成果指標を設定した事業内容

基本的取組	施策の方針	施策の方向	項目	事業番号	事業名	事業内容	担当課	新規・継続	事業番号第3次	令和5年度事業計画	現状値(R3)	実績値(R5)	令和5年度実績報告	事業の進捗状況 A 順調 B 概ね順調 C 一部未実施あり	人権に配慮した点	目標値(R6)	令和6年度事業計画				
3	4	②	ウ. 障がい者虐待の防止																		
3	4	②	ウ	37	○障がい者虐待防止のための啓発及び相談支援体制の充実	●障がい者虐待防止の啓発	福祉総務課 (福祉課)	継続	58	○虐待防止の周知啓発のため窓口に虐待防止リーフレットを設置し配布する。 ○虐待の防止を図るため、障害福祉施設等関係機関へ虐待防止研修の受講勧奨を行う。 ○虐待通報があった際には、コア会議で緊急性の判断をした上で随時対応する。	—	—	○虐待防止のリーフレットを窓口に設置した。 ○虐待に関する相談・通報・届出に対し、いつでも対応可能な体制を維持した。 ○障がい者虐待についての相談件数は、4件 ○障がい者虐待についての通報件数は、27件	B	周知をすることとして、障がい福祉サービス提供施設職員の意識向上に寄与することができた。	—	○虐待防止の周知啓発のため窓口に虐待防止リーフレットを設置し配布する。 ○虐待の防止を図るため、障害福祉施設等関係機関へ虐待防止研修の受講勧奨を行う。 ○虐待通報があった際には、コア会議で緊急性の判断をした上で随時対応する。				
						●障がい者虐待に関する相談受付		継続	58		—	—									
3	4	③	社会参加の支援																		
3	4	③		38	○余暇活動の普及や地域活動を通じた交流等、地域の一員として暮らすための支援	●障がい者スポーツ大会への参加	福祉総務課 (福祉課)	継続	59	○会場：小山市立体育館 R5.12.2(土) ○日程：R6.2.16(金)～18(日) 会場：道の駅思川評定館	—	年1回	○日程：R5.12.2(土) 会場：小山市立体育館	B	障がい者の地域活動の促進に寄与することができた。	年1回	○日程：R6.12.7(土) 会場：小山市立体育館				
						●障がい者作品展示会		継続	53		—	年1回				○日程：R5.9.11(月)～15(金) 会場：市庁舎1階多目的スペース		B	障がい者の地域活動の促進に寄与することができた。	年1回	○日程：R6.9.9(月)～13(金) 会場：市庁舎1階多目的スペース
						●福祉タクシー券の交付		継続	60		年17,494枚 年助成券19,233枚 補助券33,330枚	○下記の障がい者に対して、タクシーの初乗り運賃相当額が助成される「福祉タクシー助成券」を交付した。 ・対象者 身体障害者手帳 1級 2級の交付を受けている方 療育手帳の交付を受けている方 精神障害者手帳 1級 2級の交付を受けている方 ・利用実績 助成券19,233枚 補助券33,330枚 令和2年12月のタクシー料金の改定によって自己負担が増加したが、令和4年度より従来のタクシー券とあわせて1回の乗車につき最大で「福祉タクシー補助券」(1枚あたり100円)が使用できるように制度改正を行った。									
3	4	④	障がい者が安心して暮らせる環境の確保																		
3	4	④		39	○在宅生活支援の充実	●地域生活支援事業における住宅改修費の助成	福祉総務課 (福祉課)	継続	61	○下記の障がい者に対して住宅改修の補助を実施する。 ・対象者：下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障がいに限る)を有する者であって障がい等級3級以上の者、難病患者で下肢又は体幹機能に障がいのある者	年7件	年5件	○下記の障がい者に対して住宅改修の補助を実施した。 ・対象者：下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障がいに限る)を有する者であって障がい等級3級以上の者、難病患者で下肢又は体幹機能に障がいのある者	B	重度身体障がい者の住宅環境を整備することで、日常生活が過ごしやすくなることにつながっている。	年7件	○下記の障がい者に対して住宅改修の補助を実施する。 ・対象者：下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障がいに限る)を有する者であって障がい等級3級以上の者、難病患者で下肢又は体幹機能に障がいのある者				
						●市営住宅募集時の優先住宅の設定		建築課	継続		51	年8戸				年7戸		4戸に1戸の割合で優先住宅を割り当てているが、募集戸数が減ってしまったので、優先住宅に割り当てることができなかった。	B	安全性・利便性を考慮し、平屋又は1階部分の部屋を優先住宅に割り当てた。	年8戸

【全事業】令和5年度進行管理事業実績一覧

★成果指標を設定した事業内容

基本的取組	施策の方針	施策の方向	項目	事業番号	事業名	事業内容	担当課	新規・継続	事業第3次番号	令和5年度事業計画	現状値(R3)	実績値(R5)	令和5年度実績報告	事業の進捗状況 A順調 B概ね順調 C一部未実施あり	人権に配慮した点	目標値(R6)	令和6年度事業計画		
3	4	5	特別支援教育の充実																
3	4	5	40		○児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応した教育の充実 ○障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が可能な限り共に学ぶ仕組み（インクルーシブ教育システム）の構築	●特別支援教育サポーター配置事業	学校教育課	継続	62	○小・中・義務教育学校30校に58名を配置 ○特別な教育的支援を必要とする児童生徒への学習や生活の支援 ○研修会の開催	—	—	○小・中・義務教育学校30校に58名を配置した。 ○各学校では、特別な教育的支援を必要とする児童生徒に特別支援教育サポーターが寄り添うことで、児童生徒が安心安全に学校生活を送ることができ、様々な活動に意欲を持って取り組むことができたといった成果が挙げている。 ○研修会は、3回（4,7,12月）行った。 第1回では、勤務内容や役割について確認した。 第2回は「発達障害のある児童生徒へのかかわり～つまずきから具体的な支援を考えよう～」 第3回は「発達障害のある児童生徒へのかかわり～学習障害の理解と対応～」というテーマで研修を行った。	B	障がいの有無にかかわらず、児童生徒の学校生活が充実するよう、適切な指導や必要な支援に当たった。	—	○小・中・義務教育学校30校に58名を配置 ○特別な教育的支援を必要とする児童生徒への学習や生活の支援 ○研修会の開催		
						●特別支援教育コーディネーター研修会の実施		継続	62	○校内の教職員や関係機関との連絡・調整、特別な教育的支援を必要とする児童生徒や保護者の理解及び指導・支援の充実についての周知	年1回	年1回	○特別支援教育コーディネーターの役割、栃木県における特別支援教育、個別的教育支援計画、教育支援、教育課程、通級指導教室、各種事業について確認した。			年1回	○校内の教職員や関係機関との連絡・調整、特別な教育的支援を必要とする児童生徒や保護者の理解及び指導・支援の充実についての周知		
						●特別支援教育のための校内委員会の設置		継続	62	○学校全体で支援する体制の整備 ○特別な教育的支援を必要とする児童生徒の実態把握、必要な支援の明確化と共通理解	—	—	○校内教育支援委員会や、学校独自で特別支援教育の充実を図るために教育支援特別委員会などを設置した。			—	○学校全体で支援する体制の整備 ○特別な教育的支援を必要とする児童生徒の実態把握、必要な支援の明確化と共通理解		
						●個別的教育支援計画の作成		継続	62	○個に応じた支援方法や合理的配慮等についての検討	—	—	○特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対し、個に応じた支援方法や合理的配慮を考え作成・活用した。			—	○個に応じた支援方法や合理的配慮等についての検討		
3	5	同和問題(部落差別)																	
3	5	①	すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育・人権啓発の推進																
3	5	①	ア. 人権啓発の推進																
3	5	①	ア	41	○市民が同和問題を正しく理解し、自らの課題として取り組むための人権啓発の推進 ○各種広報媒体の活用や講演会等の開催及び企業・団体が実施する研修への支援	●同和問題（部落差別）の正しい理解促進	人権・男女共同参画課	継続	63	○運動団体等と連携した相談・啓発の実施 ・隣保事業生活相談員による巡回相談 ・各種研修会、講演会への参加 ・相談事業の解決に向けて「小山市人権だより」（A4版リーフレット）の配布 配布先：人権運動団体2団体及び会員600枚作成 ○人権啓発活動の実施 人権・男女共同参画課のカウンター及び市役所1階に同和問題に関するリーフレット等の配架	—	—	○運動団体等と連携した相談・啓発の実施 ・隣保事業生活相談員による巡回相談 ・各種研修会、講演会への参加 ・相談事業の解決に向けて「小山市人権だより」（A4版リーフレット）の配布 配布先：人権運動団体2団体及び会員600枚作成 ○人権啓発活動の実施 人権・男女共同参画課のカウンター及び市役所1階に同和問題に関するリーフレット等の配架	A	各種研修会・講演会に積極的に参加し、情報収集に努めた。ホームページへのパンフレットの掲載では、人権課題で偏りが出ないよう配慮した。また、悩みにについての相談窓口を分かりやすく整理した。	—	○運動団体等と連携した相談・啓発の実施 ・隣保事業生活相談員による巡回相談 ・各種研修会、講演会への参加 ・相談事業の解決に向けて「小山市人権だより」（A4版リーフレット）の配布 配布先：人権運動団体2団体及び会員600枚作成 ○人権啓発活動の実施 人権・男女共同参画課のカウンター及び市役所1階に同和問題に関するリーフレット等の配架		
						●市ホームページでの啓発		継続	63	○人権啓発パンフレットの掲載	—	—	○人権啓発パンフレットの掲載			—	○人権啓発パンフレットの掲載		
						●えせ同和行為に関する啓発・相談		継続	67	○法務局及び県作成の人権啓発パンフレットの配架	—	—	○法務局及び県作成の人権啓発パンフレットの配架			—	○法務局及び県作成の人権啓発パンフレットの配架		
									★同和問題を扱った研修・啓発紙の作成	生涯学習課	継続	64	○市職員研修（新任係長級・新採用・初級職員・保育所職員等） ○教職員研修 ○教職員向け人権啓発紙・人権教育総合推進地域事業だより	★年5回	★年6回	○特定職業従事者である市職員や教職員研修に同和問題を位置づけて実施した。 参加者数：502名	B	ネットで差別的な書き込みが行われるなど、今より大きな人権課題であることの認識を深めるようにした。	★年6回

【全事業】令和5年度進行管理事業実績一覧

★成果指標を設定した事業内容

基本的取組	施策の方針	施策の方向	項目	事業番号	事業名	事業内容	担当課	新規・継続	事業番号第3次	令和5年度事業計画	現状値(R3)	実績値(R5)	令和5年度実績報告	事業の進捗状況 A順調 B概ね順調 C一部未実施あり	人権に配慮した点	目標値(R6)	令和6年度事業計画
3	5	①	イ. 人権教育の推進														
3	5	①	イ	42	○同和問題を重要な人権問題の一つとして位置つけた教材の開発や学習内容・指導方法の改善、充実	●人権教育主任研修会	学校教育課	継続	65	○小山市人権教育主任研修会を悉皆研修として実施	年1回	年1回	○小山市人権教育主任研修会を悉皆研修として実施した。	A	研修において、同和問題について扱った。	年1回	○小山市人権教育主任研修会を悉皆研修として実施
						●教育研究所による指導方法の研究・開発		継続	65	○人権教育研究員による研究・開発 ・人権啓発誌や資料の作成、意識調査、啓発動画の選定等	年8回	年8回	○教職員向け人権教育研修用資料「なかよし」の編集・発行。	A	教師が日々の教育活動において常に意識し、具体的な場面で生かせるよう、子どもたちの人権を尊重した教師のはたらきかけの事例や、人権に関する意識調査の変化等を掲載した。	年8回	○人権教育研究員による研究・開発 ・人権啓発誌や資料の作成、意識調査、啓発動画の選定等
						●各教科等人権教育研修会		継続	65	○小山市人権教育研修会の実施 ○下都賀地区人権教育研修会へ各校1名の参加	年2回	年2回	○小山市人権教育研修会の実施した。 下都賀地区人権教育研修会へ各校1名の参加した。	A	研修において、同和問題について扱った。	年2回	○小山市人権教育研修会の実施 ○下都賀地区人権教育研修会へ各校1名の参加
3	5	①	イ	43	○同和問題をはじめとする様々な人権問題に関する学習意欲の喚起、学習内容・方法の改善、充実 ○公民館や集会所等の社会教育施設における事業の充実	●同和問題（部落差別）をはじめとする人権問題の理解・促進	生涯学習課	継続	66	○さわやか人権学習会（出前講座） ○集会所講座参加者対象人権学習会 ○学校における人権学習会	年13回	年14回	○同和問題（部落差別）をはじめとする人権問題の理解・促進 出前講座・集会所講座・学校等における人権学習会の場で、同和問題をはじめ様々な人権問題について取り上げ実施した。参加者数：1467名	A	参加者の実態に応じ、参加体験型学習の手法を用いるなど、参加者間の交流が図れるようにした。	年13回	○さわやか人権学習会（出前講座） ○集会所講座参加者対象人権学習会 ○学校における人権学習会
						●さわやか人権学習会		継続	66	○中央公民館（外部講師） ○大谷公民館 女性学級 ○大谷公民館 高齢者学級 ○関々田公民館 家庭教育学級 ○生井公民館 高齢者学級 ○寒川公民館 高齢者学級 ○穂積公民館 高齢・女性・男性学級 ○中公民館 女性学級 ○豊田公民館 女性学級 ○豊田公民館 高齢者学級 ○桑公民館 高齢者学級 ○納公民館 高齢者学級 ○ポケットの会 乳幼児保護者	年7回	年10回	○さわやか人権学習会（出前講座） 公民館等からの要請に基づき、同和問題をはじめ様々な人権問題について、参加体験型の手法も取り入れつつ実施した。参加者からは新たな気づきを得られたなど肯定的な感想が寄せられた。 参加者数：202名			年8回	○中央公民館（外部） ○大谷公民館 女性学級 ○関々田公民館 高齢者学級 ○生井公民館 高齢者学級（外部） ○寒川公民館 女性学級 ○穂積公民館 高齢・女性・男性学級 ○中公民館 女性学級（外部） ○豊田公民館 女性学級 ○豊田公民館 高齢者学級 ○豊田公民館 親子人権学習会 ○桑公民館 高齢者学級 ○納公民館 高齢者学級（外部）
						●集会所講座		継続	66	○網戸中坪集会所 ふれあい体操講座 ○押切集会所 ふれあい体操講座 フレッシュ体操講座	各講座年12回	各講座年12回	○集会所講座 人間関係を深め、「自他の人権を尊重する精神」や「共生の心」などを養うことを目的に、2集会所で3講座を実施。それぞれの開講式に合わせ人権学習の機会を設けた。 延べ参加人数：395名			各講座年12回	○網戸中坪集会所 ふれあい体操講座 ○押切集会所 ふれあい体操講座 フレッシュ体操講座

【全事業】令和5年度進行管理事業実績一覧

★成果指標を設定した事業内容

基本的取組	施策の方針	施策の方向	項目	事業番号	事業名	事業内容	担当課	新規・継続	第3次事業番号	令和5年度事業計画	現状値 (R3)	実績値 (R5)	令和5年度実績報告	事業の進捗状況 A順調 B概ね順調 C一部未実施あり	人権に配慮した点	目標値 (R6)	令和6年度事業計画
3	6				外国人の人権												
3	6	①			外国人の人権の尊重												
3	6	①			ア. 共生意識の向上												
3	6	①	ア	44	○広報媒体等を活用した啓発活動の推進 ○共生社会への理解を深めるための機会の拡充	●国際交流協会各種事業報告を交えた会報の発行	国際政策課	継続	68	○国際交流協会が実施する各種事業に係る報告を交えた会報を発行する。	3回	3回	○インターナショナルフェスティバル(5/27)、ステンシル教室(7/22)、世界の料理教室(8/6)、つくばへのバスツアー(11/26)、茶道体験(3/3)等を実施し、計3回(7月、11月、3月)会報を発行した。	B	「やさしい日本語」講座の受講対象について、新たに人権擁護委員や民生委員・児童委員等を加えて実施した。また、多言語での情報発信も継続実施した。	3回	○国際交流協会が実施する各種事業に係る報告を交えた会報を発行する。
						●市民・職員向けの多文化共生及び外国人対応に関する研修の開催		継続	68	○多文化共生について意識醸成を図るため、各種研修や講座(多文化共生フォーラム、やさしい日本語活用講座、英語講座等)を実施する。	1回	9回	○多文化共生講座を1回(3/2)、「やさしい日本語」講座を2回(1/13、2/14)、英語講座を2回(9/1～9/29、2/1～2/29)実施した。 ○「コミュニティ(自治会)・多文化共生」をテーマのひとつとして、小山市民フォーラムを4回(8/17午後、8/17夜間、9/9午前、9/9午後)実施した。 ○従前実施していた市職員向け「やさしい日本語」講座(2回)については、受講機会確保及び業務効率化のため、市独自の実施をせず、国が実施する講座及び同講座の動画配信による後日受講をもって代えた。			5回	○多文化共生について意識醸成を図るため、各種研修や講座(多文化共生フォーラム、やさしい日本語活用講座、英語講座等)を実施する。
						★多言語情報発信アプリによる行政情報の発信		継続	68	○外国人への一層の情報提供のため、引き続き市からの情報(広報小山、防災ガイドブック等)を発信する。	★11課(掲載部署)	★8課	○多言語情報発信アプリを用いて庁内計8課から情報を発信した。 ○アクセス総数について、前年度比1.5倍の1,857件となった。			★15課	○外国人住民への一層の情報提供のため、引き続き市からの情報(広報、防災ガイドブック、子育て支援情報等)を発信する。
3	6	①			イ. 国際感覚豊かな人材の育成												
3	6	①	イ	45	○国際理解を深め国際感覚を養うための各種講座等の開催 ○国際理解に役立つ情報の提供	●姉妹都市・友好都市との相互交流(市内中学生の派遣)	国際政策課	継続	69	○新型コロナウイルスの影響により派遣事業を見送っていたが、令和5年度はケアンズ市への中学生派遣のみ8月に実施予定。紹興市との交流は市内交流提携校において引き続き手紙交流を実施予定。	市内中学生の派遣(ケアンズ市・紹興市)各0回→ ①ケアンズオンライン交流会の実施1回 ②紹興市学生との手紙交流	市内中学生の派遣(ケアンズ市・紹興市)各0回→ ①ケアンズ市へ中学生派遣の実施1回 ②紹興市学生との手紙交流	○ケアンズ市との交流に関しては、市内中学生(選考者22名)が8/20～26までの5泊7日でケアンズ市でのホームステイ、語学研修、市民との交流を体験した。紹興市との交流に関しては、交流提携をしている城南中学校と元培中学校(参加者19名)、小山第三中学校と樹人中学校(参加者20名)それぞれの生徒が手紙による交流実施した。	A	参加について性別国籍などの制限を設けていない。国籍が異なる人々がコミュニケーションを取ることの重要性を再確認し、互いの文化や考え方の違いを学ぶ場を提供できた。	市内中学生の派遣(ケアンズ市)1回(紹興市)0回	○中学生派遣のみ8月に実施予定。紹興市との交流は市内交流提携校において交流を検討予定。
						●インターナショナルフェスティバルの実施		継続	68	○国際交流の活性化や多文化共生を推進することを目的とし、日本人と外国人が交流できる場(各国のステージパフォーマンス、物産コーナー等)。	年1回	年1回	○各国のステージパフォーマンスや物産コーナー、文化体験コーナー等を設けたインターナショナルフェスティバルを実施した(5/27)。			年1回	○国際交流の活性化や多文化共生を推進することを目的とし、日本人と外国人が交流できる場を設ける(各国のステージパフォーマンス、物産コーナー等)。

【全事業】令和5年度進行管理事業実績一覧

★成果指標を設定した事業内容

基本的取組	施策の方針	施策の方向	項目	事業番号	事業名	事業内容	担当課	新規・継続	事業番号 第3次	令和5年度事業計画	現状値 (R3)	実績値 (R5)	令和5年度実績報告	事業の進捗状況 A順調 B概ね順調 C一部未実施あり	人権に配慮した点	目標値 (R6)	令和6年度事業計画
3	6	②	市内在住外国人支援の充実														
3	6	②	ア. 外国人にもわかりやすい情報提供の促進														
3	6	②	ア	46	○各種行政サービスをはじめ生活に必要な情報の多言語による提供 ○公共施設や案内板等の外国語表記の促進	●委託事業「外国人ふれあい育てサロン」による多言語広報誌発行	国際政策課	継続	72	○外国人児童生徒がいる家庭に向けて、子育てや保育に関する外国語の情報誌を発行する。なお、従来のスペイン語、ポルトガル語に加え、令和5年5月から英語版の情報誌を発行する。	12回 (月1回)	12回 (月1回)	○子育てや保育に関する情報誌をスペイン語、ポルトガル語及び英語に翻訳し、月1回発行した。 ○令和5年10月からは、紙面配布に加えてウェブ版の掲載を始めた。	C	日本語が十分でない外国人であっても市からの情報を受け取ることができるよう、外国語での情報誌発行や通訳・翻訳対応を実施した。	12回 (月1回)	○外国人児童生徒がいる家庭に向けて、子育てや保育に関する外国語の情報誌を発行する。
						●ネイティブ職員による他課からの通訳・翻訳依頼対応		継続	70	○円滑な行政サービス提供のため、業務委託による通訳・翻訳対応を引き続き行う。また、次年度以降の国際交流員（CIR）任用に向けて準備を進める。	1名	0名	○他課からの依頼を受け、業務委託による通訳・翻訳対応を随時実施した。 ○費用対効果及び業務効率等を勘案し、国際交流員の任用はせず、代替措置として業務委託で対応することとした。			0名	○円滑な行政サービス提供のため、引き続き業務委託による通訳・翻訳対応を行う。
3	6	②	イ. 相談体制の充実														
3	6	②	イ	47	○複雑多様化する相談内容に対応できる相談体制の充実	★一元化の相談窓口としての環境整備・相談対応	国際政策課	継続	71	○対面だけでなく、オンラインやメールでの問い合わせに対応する他、テレビ通訳用のタブレットを活用して多言語に対応できる体制を維持する。また、やさしい日本語を活用するなど、日本語が十分でない外国人に対しても配慮した体制を維持する。	★相談人数 延べ 5,597名	★相談人数 延べ3,071名	○電話やメールでの問合せのほか、対面での相談対応においてビデオ通訳タブレットを活用し、日本語が十分でない外国人に対しても配慮した体制を整備した。 ○新型コロナウイルス感染症の感染拡大やマイナンバーカード取得促進事業の影響で、一時的に相談件数が増加していたところ、令和5年5月以降、これらの相談が減少し、相談人数の減につながっている。	A	日本語が十分でない外国人であっても円滑に行政手続きを行うことができるよう、ビデオ通訳タブレットや国が提供する電話通訳サービスを活用し、計74言語での相談受付を可能とした。	★相談人数 延べ 3,000名	○対面だけでなく、電話やメールでの問い合わせに対応する他、ビデオ通訳用のタブレットや国が提供する電話通訳サービスを活用して多言語に対応できる体制を維持する。また、やさしい日本語を活用するなど、日本語が十分でない外国人に対しても配慮した体制を維持する。
3	6	②	ウ. 日本語学習の促進														
3	6	②	ウ	48	○外国人の日本語学習に向けた機会の拡充	●日本語教室（対面・オンライン形式）の継続開催	国際政策課	継続	72	○日本語を学びたい外国人に対し、オンライン方式と対面方式で市民ボランティアによる日本語教室を開催する。	週2回 (オンラインのみ)	週3回	○週2回（月曜日・水曜日）のオンライン方式、週1回（金曜日）対面方式での日本語教室を開催した。	A	各日本語教室において、各講師が各生徒のレベルに合わせた指導を行い、やさしい日本語でわかりやすい説明を心掛けている。また、受講希望の問合せがあった場合、市国際交流協会の日本語教室に加え、市内のボランティアによる日本語教室も紹介する等、学習機会の拡充を図った。	週3回	○日本語を学びたい外国人に対し、オンライン方式と対面方式で市民ボランティアによる日本語教室を開催する。
						●日本語教授法講座実施		継続	72	○国際交流協会の日本語教室で外国人に日本語を教えるボランティア講師を養成するための講座を実施する。	年1回	年2回	○外国人に対して日本語を教えるボランティア講師を養成するための日本語教授法講座を実施した(1/20、1/27、2/3、2/10、2/24)。また、日本語教育経験者向けのスキルアップ講座も実施した(3/10、3/17)。			年2回	○外国人に日本語を教えるボランティア講師を養成するための講座を実施する。
						●外国人ふれあい子育てサロンによる親子日本語教室の実施		継続	72	○子どもたちの夏休み・春休みを利用し、児童への宿題サポートと親への日本語教室を並行したイベントを開催する。	年1回	年1回	○夏休み期間中に、児童への宿題サポートと保護者への日本語・日本文化体験教室を並行したイベントを実施した(7/22、8/5、8/12)。			年1回	○子どもたちの夏休みを利用し、児童への宿題サポートと保護者の日本語学習等を並行したイベントを開催する。

【全事業】令和5年度進行管理事業実績一覧

★成果指標を設定した事業内容

基本的取組	施策の方針	施策の方向	項目	事業番号	事業名	事業内容	担当課	新規・継続	事業第3次番号	令和5年度事業計画	現状値(R3)	実績値(R5)	令和5年度実績報告	事業の進捗状況 A順調 B概ね順調 C一部未実施あり	人権に配慮した点	目標値(R6)	令和6年度事業計画
3	6	②	ウ	48	○外国人の日本語学習に向けた機会の拡充	●外国人児童生徒指導員・支援員の小・中・義務教育学校への配置	学校教育課	継続	73	○外国人児童生徒指導員(9名)、外国人児童生徒支援員(5名)を、日本語指導を必要としている児童生徒が在籍している小・中・義務教育学校へ配置する。 日本語学習や学習指導、生活指導など、外国人児童生徒への支援を行う。	—	—	○今年度も集会での説明会を実施せず、来入居の家庭へ就学ガイダンスを送付した。	B	国籍にかかわらず、どの児童生徒にもそれぞれに合った学びの場を与える。	—	○就学予定児童を対象に、就学についての案内を実施 ○「就学ガイド」の作成と配付
						●外国人児童生徒適応指導教室の運営		継続	73	○日本語がわからない外国人児童生徒に、集中的に日本語指導・生活指導等の初期指導を行う。 ○外国人児童生徒適応指導教室「かけはし」に、6名のバイリンガルの指導員(英語・スペイン語・ポルトガル語・タイ語・中国語対応可)を配置。	—	—	○教員2名、バイリンガルに指導員6名で、通級児童生徒の指導や翻訳・通訳業務を行った。 ・来日する外国人の増加に伴い、かけはしへの入級希望者も急増した。			—	○各学校での適切な日本語指導・生活指導 ○外国人児童生徒適応指導教室「かけはし」への6名のバイリンガルの指導員の配置
						●外国人就学説明会の開催		継続	73	○就学予定児童を対象に、就学についての案内を実施 ○「就学ガイド」の作成と配付	—	—	○令和5年度は約50名に就学ガイドを送付。			—	○就学予定児童を対象に、就学についての案内を実施 ○「就学ガイド」の作成と配付
						●就学予定児童・生徒宅への家庭訪問実施		継続	73	○学校教育課教育指導係及び学務管理係の担当2名で実施。	—	—	○学校教育課教育指導係及び学務管理係の担当2名で実施。就学の意思確認が取れていない外国籍児童宅へ、小学校の1日入学終了後に1回目家庭訪問を実施。1回目でお会いできなかった家庭へ3月に再度訪問を行い、全児童の進学先及び就学の意思を調査することができた。			—	○学校教育課教育指導係及び学務管理係の担当2名で実施。1回目の家庭訪問でお会いできなかった家庭がある場合、2回目を実施予定。
						●外国につながる子どもの学習支援「学びの教室」の開催	教育総務課	継続	73	○入試への対策として10月から2月にかけて9回開催し、市内4校より7名、延べ29名の外国につながる生徒の参加があった。大学生スクールサポート事業との連携により、多くの学生の協力が得られ、個に応じた学習支援を行うことができた。	—	—	○10月から2月にかけて9回開催し、市内4校より7名、延べ29名の外国につながる生徒の参加があった。大学生スクールサポート事業との連携により、多くの学生の協力が得られ、個に応じた学習支援を行うことができた。	B	やさしい日本語による案内や学習支援を実施し、参加する生徒の学習やコミュニケーションへの不安を軽減できるようにした。	—	○生涯学習課主催の「学びの教室」と一本化し、開催日数を増やすとともに7つの会場から選択し参加できるようにする。やさしい日本語による支援を継続し、学習支援ボランティアと大学生ボランティアとの連携により、個に応じた支援の充実に努める。

【全事業】令和5年度進行管理事業実績一覧

★成果指標を設定した事業内容

基本的取組	施策の方針	施策の方向	項目	事業番号	事業名	事業内容	担当課	新規・継続	事業第3次番号	令和5年度事業計画	現状値(R3)	実績値(R5)	令和5年度実績報告	事業の進捗状況 A順調 B概ね順調 C一部未実施あり	人権に配慮した点	目標値(R6)	令和6年度事業計画
3	6	②	工	49	2. 外国人の視点を行政に反映させる機会の拡充												
3	6	②	工	49	○外国人の視点を施策に反映させるための機会の拡充	●外国人市民会議の実施	国際政策課	継続	74	○「異なる文化を分かち合い共に生きるまち 小山」を基本理念とした、多文化共生社会小山を目指し、日本人と外国人が意見交換できるような事業を開催する。	0回 （代替事業として、小山市民フォーラムの中で多文化共生をテーマに開催）	年4回	○「コミュニティ（自治会）・多文化共生」をテーマのひとつとして、小山市民フォーラムを4回（8/17午後、8/17夜間、9/9午前、9/9午後）実施した。	A	日本語が十分でない外国人であっても市からの情報を受け取ることができるよう、SNSを活用して多言語での情報発信を実施した。	年1回	○「異なる文化を分かち合い共に生きるまち 小山」を基本理念とした、多文化共生社会小山を目指し、日本人と外国人が意見交換できるような事業を開催する。
						●国際交流協会SNS（ホームページ、フェイスブック）の活用		継続	74	○外国人の情報収集の核となっているSNSを活用し、生活情報等ニーズに合う情報を多言語で提供していく。その中で、市作成の外国人向けFacebookページや他の行政機関のSNSとも連携を図る。	2言語 （日本語、やさしい日本語、ポルトガル語）	5言語 （日本語、やさしい日本語、英語、スペイン語、ポルトガル語）	○ホームページやFacebookを活用し、多言語で情報提供を実施した。また、栃木県国際交流協会や市の外国人向けFacebookページの投稿をシェアする等、連携を図った。			5言語	○外国人の情報収集の核となっているSNSを活用し、生活情報等ニーズに合う情報を多言語で提供していく。その中で、市作成の外国人向けFacebookページや他の行政機関のSNSとも連携を図る。
						●全庁統一翻訳ガイドラインの更新		継続	74	○ガイドラインの活用状況等について調査を行い、より充実した内容となるよう見直しを図る。また、英語以外の言語のニーズについて調査を行い、その結果を踏まえて将来的な他の言語への展開方針を検討する。	1言語	1言語	○庁内でのガイドラインの活用状況等に係る調査結果を踏まえつつ、より充実した内容となるよう見直し作業を行った（9月庁内展開）。			1言語	○市の組織改編等を踏まえた内容の更新を行う。
3	7	感染症患者等の人権															
3	7	①	HIV感染症・ハンセン病・新型コロナウイルス感染症に関連する偏見や差別意識を解消するための教育・啓発の推進														
3	7	①		50	○感染症に対する誤解・偏見・差別を解消するための取組の推進	●相談窓口の周知	人権・男女共同参画課	継続	14	○「各種相談窓口一覧」の配架 場所：市役所1階のパンフレットコーナー、出張所、図書館 ○法務省・県作成のパンフレットの配架 場所：市役所1階のパンフレットコーナー	—	—	○「各種相談窓口一覧」の配架 場所：市役所1階のパンフレットコーナー、出張所、図書館 ○法務省・県作成のパンフレットの配架 場所：市役所1階のパンフレットコーナー	A	人種や性別に偏りが無いように配慮した。また、ホームページでの悩みについての相談窓口を分かりやすく整理した。パンフレットを配架する際には、人権課題で偏りが出ないように配慮した。	—	○「各種相談窓口一覧」の配架 場所：市役所1階のパンフレットコーナー、出張所、図書館 ○法務省・県作成のパンフレットの配架 場所：市役所1階のパンフレットコーナー
						★広報小山・ホームページでの情報発信		継続	14	○「各種相談窓口一覧」の定期更新 ○法務局・県・関係機関へのリンク	★年3回 （ホームページ更新回数）	★年3回 （ホームページ更新回数）	○「各種相談窓口一覧」の定期更新 ○法務局・県・関係機関へのリンク			★年4回 （ホームページ更新回数）	○「各種相談窓口一覧」の定期更新 ○法務局・県・関係機関へのリンク
						●シトラスリボンプロジェクトと連携した啓発		継続	87	○パンフレット及びシトラスリボンの配架 場所：人権・男女共同参画課のカウンター及び市役所1階、出張所 ○市ホームページ掲載	—	—	○パンフレット及びシトラスリボンの配架 場所：人権・男女共同参画課のカウンター及び市役所1階、出張所 ○市ホームページ掲載			—	○パンフレット及びシトラスリボンの配架 場所：人権・男女共同参画課のカウンター及び市役所1階、出張所 ○市ホームページ掲載

【全事業】令和5年度進行管理事業実績一覧

★成果指標を設定した事業内容

基本的取組	施策の方針	施策の方向	項目	事業番号	事業名	事業内容	担当課	新規・継続	事業番号第3次	令和5年度事業計画	現状値(R3)	実績値(R5)	令和5年度実績報告	事業の進捗状況 A順調 B概ね順調 C一部未実施あり	人権に配慮した点	目標値(R6)	令和6年度事業計画
3	7	①	51	OHIV感染症・ハンセン病・新型コロナウイルス感染症等に対する誤解・偏見・差別を解消するための取組の推進 ○性に関する態度や行動について将来を見通して意思決定できる取組の推進	●感染症に対する誤解・偏見・差別の解消を図るための広報・啓発活動の実施	健康増進課	継続	76	HIV感染症及びハンセン病に対する誤解・偏見・差別を解消するための取組を推進する。 ○啓発の実施 ・市ホームページ：正しい理解を促進することを目的としたページの掲載	—	—	○健康都市おやまフェスティバルにおいて関係課と協力しHIV感染症について啓発を行った。 ○引き続き市のホームページにハンセン病に対する正しい理解を持っていただくことを目的としたページを掲載し、啓発に務めた。	B	表現に配慮し記載した。	—	HIV感染症・ハンセン病・新型コロナウイルス感染症に対する誤解・偏見・差別を解消するための取組を推進する。 ○啓発の実施 ・市ホームページ：正しい理解を促進することを目的としたページの掲載	
					●性に関する態度や行動について将来を見通して意思決定できる事業の実施 ①思春期保健講座、 ②中学生ピアカウンセリング事業	子育て家庭支援課	継続	76	○市内中学校等への希望調査に基づき、各学校に出向いて保健師等による講座を実施する。個々の性と性を尊重する意識の醸成、性感染症予防の知識習得を図る内容とする。 実施予定校：小山中、間々田中、小山第三中、乙女中、小山城南中、絹義務教育学校の計6校 ①思春期保健講座：市内中学校及び義務教育学校 7校 ②ピアカウンセリング事業：アルカディア 計4箇所 思春期保健講座：市内中学校及び義務教育学校 計7校 ピアカウンセリング事業：市内中学校3校及びアルカディア 計4箇所 ○「思春期保健講座」：7校 受講者合計1,001名 【大谷中、小山第三中、絹義務教育学校、小山中、間々田中、乙女中、小山城南中】 ○「中学生ピアカウンセリング」：3か所 受講者合計145名 【小山第二中、美田中、小山市教育支援センター(アルカディア)】	A	「性的欲求の男女差」という表現をやめ、性の多様性を説明した上で、性的欲求も一人ひとりと異なるため、互いの気持ちを尊重する大切さを伝えた。 LGBTQについて、ロールプレイを取り入れた説明を追加した。	思春期保健講座：市内中学校及び義務教育学校 計9校 ピアカウンセリング事業：市内中学校及びアルカディア 3箇所程度	○市内中学校等への希望調査に基づき、各学校に出向いて保健師等による講座を実施する。個々の性と性を尊重する意識の醸成、望まぬ妊娠や性感染症予防の知識習得を図る内容とする。 実施予定：9校 市内中学校等への希望調査に基づき、ピアカウンセラー(自治医科大学ピア部)による講座を実施する。自尊感情を高め、人生設計や性の多様性について考える機会とする。 実施予定：2施設				
3	7	①	52	○人権問題の一つとしての人権教育の推進	●小山市人権教育主任研修会の実施	学校教育課	継続	78	○小山市人権教育主任研修会を悉皆研修として実施	年1回	年1回	○小山市人権教育主任研修会を悉皆研修として実施した。研修の中でハンセン病について取上げた。	B	研修において、感染症患者等の人権について扱った。	年1回	○小山市人権教育主任研修会を悉皆研修として実施	
					●中学校ブロック人権教育研修会の実施		継続	78	○授業研究会(基礎的・間接的・直接的指導の在り方)の実施 ○人権に関する講話やワークショップなどの実施	—	—	○参集型、オンライン研修を含む分散型で実施など、各学区の実情に応じて開催方法や回数は異なるが、工夫しながら人権教育の推進を目的とした研修会を行った。			—	○授業研究会(基礎的・間接的・直接的指導の在り方)の実施 ○人権に関する講話やワークショップなどの実施	
					●教職員向け人権教育研修用資料「なかよし」の発行		継続	78	○教職員向け人権教育研修資料「なかよし」を作成し、全教職員に配付	年2回	年2回	○教職員向け人権教育研修資料「なかよし」を作成し、全教職員に配付した。			年2回	○教職員向け人権教育研修資料「なかよし」を作成し、全教職員に配付	
3	7	①	53	○学校教育における児童生徒の発達段階に応じたエイズ教育の推進	●学校の保健体育及び学級活動における指導	学校教育課	継続	75	○小学校6年生、中学校3年生の保健体育の授業において、エイズの性質や感染者数、正しく理解することを指導する。 ○世界エイズデーを含む「人権週間」を各校で設定し、エイズに関することも含め、人権全般において児童生徒に考えさせる。	—	市内全校実施	○小学校6年生、中学校3年生の保健体育の授業において、エイズの性質・感染経路や感染者数、感染者の人権問題等について正しく理解することを指導した。 ○世界エイズデーを含む「人権週間」を各校で設定し、エイズに関することも含め、人権全般において児童生徒に考える機会を設けた。	A	エイズ患者やエイズに対する偏見や差別が起きない指導を徹底した。	—	○小学校6年生、中学校3年生の保健体育の授業において、エイズの疾病概念や感染者数等について、正しく理解することを指導する。 ○世界エイズデーを含む「人権週間」を各校で設定し、エイズに関することも含め、人権全般において児童生徒に考えさせる。	
					●保護者への啓発		継続	75	—	—	—	—	—	○保健だより等で啓発する。			

【全事業】令和5年度進行管理事業実績一覧

★成果指標を設定した事業内容

基本的取組	施策の方針	施策の方向	項目	事業番号	事業名	事業内容	担当課	新規・継続	事業番号 第3次	令和5年度事業計画	現状値 (R3)	実績値 (R5)	令和5年度実績報告	事業の進捗状況 A順調 B概ね順調 C一部未実施あり	人権に配慮した点	目標値 (R6)	令和6年度 事業計画	
3	8	犯罪被害者とその家族の人権																
3	8	①	犯罪被害者等の相談・支援体制の強化															
3	8	①	54		○犯罪被害者等のニーズに応じた支援制度の充実 ○関係機関との連携及び職員の研修等による支援体制の強化 ○民間支援団体等と連携した支援活動の推進	●犯罪被害者相談の受付	市民生活安心課	継続	80	○犯罪被害者の立場に配慮したきめ細やかな対応を行う。 ○事件化や支援等が必要な場合は、迅速適切に関係各課・機関に引き継ぐ。	—	—	○相談の受付 ・重傷病見舞金対象の相談を1件受理した。 ・被害者の意向を確認し、捜査機関や支援団体などにつないだ。	A	被害者の特性に配慮し、一律ではなく個別の対応を行っている。	—	○犯罪被害者の立場に配慮したきめ細やかな対応を行う。 ○事件化や支援等が必要な場合は、迅速適切に関係各課・機関に引き継ぐ。	
						●小山市犯罪被害者等支援条例に基づく施策の実施		継続	79	○支援の対象となる犯罪被害者について、二次被害等に留意し、被害者の立場を尊重・配慮した対応を行う。 ○関係機関との連携を密にし、支援が必要な際には迅速な対応を行う。 ○条例に基づく見舞金の支給等、犯罪被害者等が求める支援を適切に把握し実施する。 ○イベント等で広報啓発活動を行う。	—	—	○施策の実施 ・警察との情報交換を密にし、見舞金給付対象事件発生の有無を随時確認した。 ・条例に規定する重傷病見舞金支給対象1件を特定し、見舞金を支給することができた。 ・被害者との接触については、被害者の交通の利便を考慮し、被害者が居住する最寄りの駅で行うなどの配慮をした。			—	○支援の対象となる犯罪被害者について、二次被害等に留意し、被害者の立場を尊重・配慮した対応を行う。 ○関係機関との連携を密にし、支援が必要な際には迅速な対応を行う。 ○条例に基づく見舞金の支給等、犯罪被害者等が求める支援を適切に把握し実施する。 ○イベント等で広報啓発活動を行う。	
3	8	②	犯罪被害者支援等の重要性に関する市民意識の向上															
3	8	②	55		○広報啓発活動等による犯罪被害者とその家族を支える機運の向上	●「犯罪被害者等支援市町民のつどい」の開催	市民生活安心課	継続	81	○公益社団法人被害者支援センターとちぎ等の関係機関と連携し開催する。 ○広報や市ホームページ等による開催の周知を行う。	—	—	○「犯罪被害者等支援市町民のつどい」の開催 ・野木町、小山警察署、白鷺大学被害者支援ボランティア「ひまわり」が共催し、相互に連携してつどいを開催した。 ○市ホームページへの掲載、各自治会への広報、パンフレットの配布等で周知を図った。	A	被害者の置かれている立場を考えていただき、支援の必要性や重要性を訴えた。	—	○公益社団法人被害者支援センターとちぎ等の関係機関と連携し開催する。 ○広報や市ホームページ等による開催の周知を行う。	
						●「犯罪被害者等支援巡回パネル展」の開催		継続	81	○公益社団法人被害者支援センターとちぎ等の関係機関と連携し開催する。 ○広報や市ホームページ等による開催の周知を行う。	—	—	○「犯罪被害者等支援巡回パネル展」の開催 ・被害者支援センターとちぎと連携して、1日開催した。 ・市ホームページへの掲載、各自治会への広報、パンフレットの配布等で周知を図った。			—	○公益社団法人被害者支援センターとちぎ等の関係機関と連携し開催する。 ○広報や市ホームページ等による開催の周知を行う。	

【全事業】令和5年度進行管理事業実績一覧

★成果指標を設定した事業内容

基本的取組	施策の方針	施策の方向	項目	事業番号	事業名	事業内容	担当課	新規・継続	第3次事業番号	令和5年度事業計画	現状値(R3)	実績値(R5)	令和5年度実績報告	事業の進捗状況 A順調 B概ね順調 C一部未実施あり	人権に配慮した点	目標値(R6)	令和6年度事業計画
3	9				性的マイノリティの人権【新規】												
3	9		①		性的マイノリティへの理解のための教育・啓発の推進【新規】												
3	9		①		ア. 偏見や差別意識を解消するための教育・啓発の推進【新規】												
3	9	①	ア	56	【新規】 ○性的マイノリティへの理解のため人権啓発の推進	★特定職業従事者人権研修会の実施	人権・男女共同参画課	継続	9	○市職員及び関係機関に対しての研修会を開催し、性の多様性について啓発する。 「特定職業従事者人権研修会」の実施	★年1回開催	★年1回開催	○「特定職業従事者人権研修会」の開催 R6.1.22「障害者と人権」をとりあげた。 (R5年度は、8月に人権講演会にて「性的マイノリティ」をとりあげているため、今回の研修では障害者についてとりあげた。)	B	「人権啓発パンフレット」では、性的マイノリティをとりあげ、アウティングをしないことについても記載した。性のあり方についてわかりやすく記載するようにした。	★年2回開催	○市職員及び関係機関に対しての研修会を開催し、性の多様性について啓発する。 「特定職業従事者人権研修会」の実施
						●性の多様性に関する啓発		新規	新規	○法務局及び県で作成した啓発パンフレットの活用 ○市職員・教職員向けガイドラインを活用しての啓発	—	—	○法務局及び県で作成した啓発パンフレットの活用 ○市職員・教職員向けガイドラインを活用しての啓発			—	○法務局及び県で作成した啓発パンフレットの活用 ○市職員・教職員向けガイドラインを活用しての啓発
						●性的マイノリティに関する正しい理解のための啓発 (市民・事業所等)		新規	新規	○研修会の開催	—	—	○性の多様性に関して市民向けの啓発パンフレットを作成			—	○研修会の開催
3	9		①		イ. 個人の尊重【新規】												
3	9	①	イ	57	○学校教育における性的マイノリティに対する配慮と正しい理解の促進	●学校教育における性的マイノリティに対する正しい理解の促進	学校教育課	継続	88	○研修や研修資料等での啓発	—	—	○人権教育主任研修会で、市が作成した「職員・教職員のための多様な性に関するハンドブック」を紹介し、性の多様性について取上げ、各校での取組をお願いした。	B	各校で性的マイノリティを正しく理解した上で一人一人に応じた支援ができるよう、ハンドブックを紹介し、活用をすすめた。	—	○研修や研修資料等での啓発
						●人権教育主任研修会の実施		継続	88	○小山市人権教育主任研修会を悉皆研修として実施	年1回	年1回	○小山市人権教育主任研修会を悉皆研修として実施し、性的マイノリティの人権に対して取り組み市の新規事業等について説明した。			年1回	○小山市人権教育主任研修会を悉皆研修として実施
						●中学校ブロック人権教育研修会の実施		継続	88	○授業研究会（基底的・間接的・直接的指導の在り方）の実施 ○人権に関する講話やワークショップなどの実施	—	—	○参集型、オンライン研修を含む分散型で実施など、各学区の実情に応じた開催方法や回数は異なるが、工夫しながら人権教育の推進を目的とした研修会を行った。			—	○授業研究会（基底的・間接的・直接的指導の在り方）の実施 ○人権に関する講話やワークショップなどの実施
3	9		②		相談支援体制の充実【新規】												
3	9	②		58	【新規】 ○性的マイノリティへの支援体制づくり	●行政サービスにおける対応の推進	人権・男女共同参画課	継続	87	○専門の相談窓口の案内・「性的マイノリティの相談窓口」 栃木県で性的マイノリティの相談窓口を開設 『とちぎにじいるダイヤル』 開設：第1・3金曜 17:30～19:30	—	—	○専門の相談窓口の案内・「性的マイノリティ」の相談があった際は窓口を案内。 栃木県の性的マイノリティの相談窓口 『とちぎにじいるダイヤル』 開設：第1・3金曜 17:30～19:30 ・「男性の相談窓口」を掲載 『男の電話相談』 開設：月・水曜 17:30～19:30 (パルティ)	A	パートナーシップ宣誓制度を導入後、実際に受付する際の手順や注意点をまとめたものを作成し、宣誓者に対し、スムーズに対応できるようにの態勢を整えた。	—	○専門の相談窓口の案内・「性的マイノリティの相談窓口」 栃木県で性的マイノリティの相談窓口を開設 『とちぎにじいるダイヤル』 開設：第1・3金曜 17:30～19:30
						●職員・教職員向けガイドラインの作成		新規	新規	○市職員・教職員向けガイドラインを作成し、周知する。 令和5年1月完成、運用開始	—	—	○相談等があった際は「市職員・教職員向けガイドライン」を活用し、対応等を行った。			—	○相談等があった際は「市職員・教職員向けガイドライン」を活用し、対応等を行う。
						●パートナーシップ宣誓制度の導入		新規	新規	○パートナーシップ宣誓制度の導入 令和5年4月1日導入、市要綱による運用開始	—	—	○3件の宣誓を受付した ○受付をスムーズに行えるよう、受付マニュアルを作成した。			—	○制度のサービス内容の充実等について検討・実施していく。

【全事業】令和5年度進行管理事業実績一覧

★成果指標を設定した事業内容

基本的取組	施策の方針	施策の方向	項目	事業番号	事業名	事業内容	担当課	新規・継続	第3次番号	令和5年度事業計画	現状値(R3)	実績値(R5)	令和5年度実績報告	事業の進捗状況 A 順調 B 概ね順調 C 一部未実施あり	人権に配慮した点	目標値(R6)	令和6年度事業計画
3	10				働く人の人権【新規】												
3	10	①			働きやすい職場環境づくりの推進【新規】												
3	10	①	ア		ア.働く人の人権に配慮した職場環境づくりの推進【新規】												
3	10	①	ア	59	【新規】 ○働く人の人権に 配慮した職場環境 づくりの推進	●小山地区雇用協会と連携した各種事業の実施	工業振興課	継続	48	○雇用啓発セミナーの開催 ○人権啓発研修会の開催	各年1回	各年1回	○障害者雇用啓発セミナー 令和5年11月16日開催： 参加企業13社 ○人権啓発推進員研修会の開催 令和6年2月28日開催： 参加事業所183社、内管内53社	A	多様な人権問題の理解と認識を深めることを目的として実施した就職支援活動の際に人種や性別に偏りが無いよう配慮した。	各年1回	○障害者雇用啓発セミナー ○人権啓発推進員研修会の開催
						●ハローワーク小山での就職支援		継続	48	○ハローワーク窓口での就労支援（随時）	8人	105人	○障害者就職面接会 ・令和5年9月28日 参加者105名 ・令和6年2月2日 参加者66名 ※新型コロナウイルスの5類移行により、対面による面接が増加したため。			100人	○障害者就職面接会
						★小山市ワーク・ライフ・バランス推進事業者認定事業	人権・男女共同参画課	継続	15		★85社	★98社	○市内事業者に向けたワーク・ライフ・バランス（WLＢ）の推進 ・WLＢ推進事業者認定証交付式（6/27 6事業者） ・更新認定事業者22事業所 ・男女共同参画フェア時に啓発・セミナー等参加依頼	B	事業実施の際、人権に配慮した内容とした。事業等の周知には、様々な媒体を活用した。	★95社	○事業所に向けたワーク・ライフ・バランスの推進 ・新規・更新申請受付、認定等 ・認定事業者拡充のための啓発 ・セミナー等への参加依頼
						●おやマイクボス協議会登録事業所の拡大		継続	16	○市内事業所に向けたワーク・ライフ・バランスの推進 ・新規申請・更新申請の受付、認定 ・認定事業者のさらなる拡充のための啓発 ・セミナー等への参加依頼	74社	79社	○おやマイクボス協議会登録へのPR啓発 ・市広報への掲載（3月号） ・行政テレビ（7～8月） ○第4回おやマイクボス協議会セミナー「ハラスメントのないイキキと働ける職場づくり」 講師：猪瀬順世（11/30 15社20名参加）			84社	○おやマイクボス協議会登録への啓発 ○セミナー等の開催
						●男性の家庭参画支援事業		継続	16		—	—	○パパの家事育児スキルアップセミナー「君に贈るメッセージ 読み聞かせセミナー」講師：紙芝居NOTET（3/24 紙芝居朗読劇 子30名 保護者40名 セミナー 子20名 保護者23名参加）			—	○男性の家庭参画支援セミナー
3	10	①	イ		イ. ハラスメント相談体制の充実【新規】												
3	10	①	イ	60	【新規】 ○各種ハラスメント防止啓発	●市民に向けた各種ハラスメント防止のための啓発	人権・男女共同参画課	新規	新規	○各種ハラスメント防止や相談窓口について、イベントやセミナーの周知機会を利用した啓発の実施	—	—	○職場でのセクハラ等の相談窓口について、男女共同参画フェアでリーフレットで啓発した。 ○おやマイクボス協議会セミナー「ハラスメントのないイキキと働ける職場づくり」 講師：猪瀬順世（11/30 15社20名参加） ○DV相談カードの設置・配布（市内公共施設、大型商業施設、小山駅、協力事業所等） ・職場におけるバワハラ・セクハラ等についての相談窓口を市ホームページで周知	B	DV相談カードは公共施設等の女性トイレ内に設置することで、被害女性が手に取りやすく、加害者にわかりにくいようにしている。	—	○職場でのセクハラ等の相談窓口を周知する。
						●働く場における各種ハラスメント防止のための啓発		新規	新規	○職場における各種ハラスメント、性差別の防止について、関係団体の協力を得ながら、事業所に向けて周知を図る	—	—				—	○職場における各種ハラスメント、性差別の防止について、関係団体の協力を得ながら、事業所に向けて周知を図る
						●各種ハラスメントについての相談窓口の周知		継続	18	○公共施設等へのDV相談カード設置、市ホームページでの周知	—	—				—	○公共施設等へのDV相談カード設置、市ホームページでの周知

【全事業】令和5年度進行管理事業実績一覧

★成果指標を設定した事業内容

基本 的取 組	施 策 の 方 針	施 策 の 方 針	項 目	事 業 番 号	事 業 名	事 業 内 容	担当課	新 規・ 継 続	新 規・ 継 続	事 業 第 3 次 番 号	令和5年度事業計画	現状値 (R3)	実績値 (R5)	令和5年度実績報告	事業の 進捗状況 A順調 B概ね順調 C一部未 実施あり	人権に配慮し た点	目標値 (R6)	令和6年度 事業計画
3	10	②	就労支援の充実【新規】															
3	10	②	61	【新規】 ○就労支援の充実	●女性の再就職支援事業	人権・男女共同参画課	新規	新規	新規	新規	○女性のための再就職支援セミナーの開催	—	—	○ハローワーク主催「女性のための再就職支援セミナー」見学	C	人権に配慮した魅力ある内容にしたい。	—	○女性のための再就職支援セミナーの開催
											○働き方改革や多様な働き方を支援するための啓発	—	—	実施なし			—	○働き方改革や多様な働き方を支援するための啓発
					●障がい者の雇用拡大に向けた取組 ①福祉まつり	福祉総務課 (福祉課)	継続	53	継続	53	○会場：イオン小山店 (年3回) R5. 4. 15(土)16(日)、 8. 19(土)20(日) 9. 30(土)10. 1(日) ○会場：道の駅思川 (年3回) R5. 4. 22(土)、 5. 20(土)、 9. 2(土)	年6回	年6回	○会場：イオン小山店 (年6回) R5. 4. 15(土)16(日)、 8. 19(土)20(日) 9. 30(土)10. 1(日) ○会場：道の駅思川 (年3回) R5. 4. 22(土)、 5. 20(土)、 9. 9(土)	B	障がい者の地域活動の促進に寄与することができた。	年6回	○会場：イオン小山店 (年6回) R6. 4. 13(土)14(日)、 6. 1(土)2(日) 10. 5(土)6(日) ○会場：道の駅思川 (年3回) R6. 4. 20(土)、 5. 18(土)、 9. 7(土)
					●障がい者の雇用拡大に向けた取組 ②小山地区障がい者就職面接会						○ハローワーク小山との共催により、小山地区（小山市・下野市・野木町）の事業所に就職を希望する障がい者に対し説明会を実施する。	中止	年1回	○ハローワーク小山との共催により、小山地区（小山市・下野市・野木町）の事業所に就職を希望する障がい者に対し説明会を実施する。			年1回	○ハローワーク小山との共催により、小山地区（小山市・下野市・野木町）の事業所に就職を希望する障がい者に対し説明会を実施する。
					●ひとり親への就労支援	子育て家庭支援課	新規	新規	新規	新規	○ひとり親家庭の生活状況や就業希望に応じて自立支援プログラムを策定し、資格取得促進のための事業紹介やハローワークと連携して求人情報の迅速・円滑な提供等を行い、就業支援を実施する。	就労支援プログラム 5人	就労支援プログラム 23人	○ひとり親家庭の生活状況や就業希望に応じて自立支援プログラムを策定し、資格取得促進事業の紹介やハローワークと連携して求人情報の迅速・円滑な提供等を行い、就業支援を実施した。 プログラム策定件数 23件 アフターケア実施件数 15件	A	育児と就労の両立が特に難しいひとり親の相談者に対し、資金、就労時間、保育、本人の適正などさまざまな観点からサポートするよう努めた。	就労支援プログラム 25人	○ひとり親家庭の生活状況や就業希望に応じて自立支援プログラムを策定し、資格取得促進のための事業紹介やハローワークと連携して求人情報の迅速・円滑な提供等を行い、就業支援を実施する。
					●保育士再就職支援研修	保育課 (こども課)	新規	新規	新規	新規	○保育士資格を持ち、保育の現場から離れていた方の再就職に向けた研修を通して、不安軽減のための研修実施。	年2回 (5日間)	年2回 (5日間)	○保育士資格を持ち、保育の現場から離れていた方の再就職に向けた研修を通して、不安軽減のための研修実施。			年2回 (5日間)	○保育士資格を持ち、保育の現場から離れていた方の再就職に向けた研修を通して、不安軽減のための研修実施。
					★創業相談	工業振興課	新規	新規	新規	新規	○中小企業診断士との創業相談(随時)	★1件	★2件	○創業相談 令和5年度総実施件数：16件	A	年齢・性別・職業等を問わず参加者を募集し、人権に配慮しながら事業を実施した。	★2件	○中小企業診断士との創業相談(随時)
					★起業家育成講座						○起業家育成講座の開催	★1件	★1件	○起業家育成講座 令和5年11月10日～12月1日 毎週金曜日開講：受講者21名			★1件	○起業家育成講座の開催

【全事業】令和5年度進行管理事業実績一覧

★成果指標を設定した事業内容

基本的取組	施策の方針	施策の方向	項目	事業番号	事業名	事業内容	担当課	新規・継続	事業番号 第3次	令和5年度事業計画	現状値 (R3)	実績値 (R5)	令和5年度実績報告	事業の進捗状況 A順調 B概ね順調 C一部未実施あり	人権に配慮した点	目標値 (R6)	令和6年度事業計画
3	11				インターネットによる人権侵害												
3	11	①			インターネットの適切な利用に関する教育・啓発の推進												
3	11	①		62	○ブライバシーや個人の名誉に関する正しい理解とモラルをもってインターネットを利用するための啓発活動	●ホームページ及びリーフレットによる啓発	人権・男女共同参画課	継続	82	○市ホームページでの啓発 ・インターネットの危険性と利用の際のモラルの重要性について掲載 ○リーフレット等による啓発 ・法務局等のリーフレットを市役所1階のパンフレットコーナーに配架 ・小山市行政チャンネルによるDVDの放映 「インターネットと人権」(人権教育啓発推進センター作成)	—	—	○市ホームページでの啓発 ・インターネットの危険性と利用の際のモラルの重要性について掲載 ○リーフレット等による啓発 ・法務局等のリーフレットを市役所1階のパンフレットコーナーへ配置 ・小山市行政チャンネルによるDVDの放映 「インターネットと人権」(人権教育啓発推進センター作成)	A	ホームページでは、誰にでもわかりやすい表現にした。パンフレットを配架する際には、人権課題で偏りが出ないよう配慮した。	—	○市ホームページでの啓発 ・インターネットの危険性と利用の際のモラルの重要性について掲載 ○リーフレット等による啓発 ・法務局等のリーフレットを市役所1階のパンフレットコーナーに配架 ・小山市行政チャンネルによるDVDの放映 「インターネットと人権」(人権教育啓発推進センター作成)
						●インターネットの危険性と利用の際のモラルに関する教育・啓発	生涯学習課	継続	83	○人権講演会 8月18日(金) ○各種人権研修会にて取り上げる。 ○いじめゼロ子どもサミットで取り上げる。 ○各種人権啓発紙で取り上げる。	年5回	年4回	○出前講座や学校での人権研修(教職員対象)、人権学習会(児童生徒対象)で取り上げた。 参加者数：235名	B	学校等と連携し、子どもたちの情報モラルの向上につながるよう工夫した。	年5回	○各種人権研修会にて取り上げる。 ○各種人権啓発紙・市ホームページで取り上げる。
3	11	①		63	○情報の収集・発信に関するルールやマナーの理解及び情報モラルを向上するための学校教育の充実	●学校教育情報の適正管理に関する教育・啓発	学校教育課	継続	84	○小山市学校教育情報セキュリティポリシー、ガイドラインの周知	—	—	○小山市学校教育情報セキュリティポリシーについて、校長会、教頭会、主幹教諭・教務主任会、情報活用能力育成研修等で周知するとともに、教職員向け掲示板等で注意喚起。	A	相手を意識した情報のやりとりの仕方や、セキュリティ事故による情報漏えいの危険性等、具体的に取上げた。	—	○小山市学校教育情報セキュリティポリシー、ガイドラインの周知
						●研修会の開催		継続	84	○教育DX研修会 ・DX推進、情報の適切な管理運用について周知 ・事例研究会による啓発	年2回	年2回	○教育DX研修会(オンライン開催) ・第1回4月14日(金)70名参加、DX推進、情報の適切な管理運用について周知。 ・第2回7月31日(月)35名参加(各校1名)事例研究会による啓発。			年2回	○教育DX研修会 ・DX推進、情報の適切な管理運用について周知 ・事例研究会による啓発
3	11	②			インターネット上の人権侵害等に対する支援												
3	11	②		64	○差別的表現等の書き込みに関する確認体制づくり ○人権侵害事案発生時の関係機関との連携	●差別的書き込みに関する対応	人権・男女共同参画課	継続	85	○差別的書き込みに関する確認体制 ・週1回インターネット上の小山市に関連するWebサイトについて、差別事象の有無を調査及び確認 ・掲載を確認した場合は、宇都宮地方方法務局栃木支局に相談し、削除要請をする。	—	—	○差別的書き込みに関する確認体制 ・週1回インターネット上の小山市に関連するWebサイトについて、差別事象の有無を調査及び確認 ・掲載を確認した場合は、宇都宮地方方法務局栃木支局に相談し、削除要請をする。	A	早期発見につなげるため、差別的書き込みがないかどうか定期的に確認を行った。	—	○差別的書き込みに関する確認体制 ・週1回インターネット上の小山市に関連するWebサイトについて、差別事象の有無を調査及び確認 ・掲載を確認した場合は、宇都宮地方方法務局栃木支局に相談し、削除要請をする。

【全事業】令和5年度進行管理事業実績一覧

★成果指標を設定した事業内容

基本的取組	施策の方針	施策の方向	項目	事業番号	事業名	事業内容	担当課	新規・継続	事業番号 第3次	令和5年度事業計画	現状値 (R3)	実績値 (R5)	令和5年度実績報告	事業の進捗状況 A順調 B概ね順調 C一部未実施あり	人権に配慮した点	目標値 (R6)	令和6年度事業計画
3	12				災害に伴う人権問題												
3	12	①			人権尊重の視点に立った被災者支援												
3	12	①	65		○女性・高齢者・障がい者等の被災者の視点に立った支援体制づくり ○防災分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大	●女性・高齢者・障がい者等の具体的な避難対応策の構築	危機管理課	新規	新規	○令和4年に決定した方針をタイムラインに反映し、職員に周知することで、職員全員の意識の共有を行う。	—	—	○要配慮者等の避難行動に配慮し、日中のうちに避難できるような避難情報「レベル3高齢者等避難」を前倒しで発令できる方針を決定したことから、小山市職員向けタイムラインにおいて【第1次警戒体制】では「避難が必要な状況が夜間・早期の場合は、高齢者等避難の発令を見越して、第2次体制への早期移行を検討。」、【第2次警戒体制】では「避難が必要な状況が夜間・早期の場合は、早期に避難指示の発令判断」の文言を追加し、関東に台風が上陸する恐れがある際など、事前に職員にタイムラインを周知し、意識の統一を図った。	A		○引き続き、台風接近時等は庁内掲示板を活用し、早期から注意を呼び掛けるとともにタイムラインを示すことで、発災時に速やかに体制を構築する。 ○要配慮者等の避難行動に配慮し、日中のうちに避難できるような避難情報「レベル3高齢者等避難」を前倒しで発令する。	
						●女性・災害時要配慮者向けの避難所備蓄品の充実		継続	86	○令和4年度の方針変更を基に、プライベートテント、乳幼児用ミルク、備蓄ゼリー等の整備を進める。	—	—	○更衣室や授乳室等に使用するプライベートテントは、女性への配慮及びジェンダーフリーの観点等から、令和4年度の方針変更（各避難所1張→3張）に基づき整備を進めた。 ○30張追加（総整備数：92張） ○固形タイプ：480食 ○粉ミルク（アレルギー対応）：108食 ○液体ミルク：24食 ○幼児や高齢者など咀嚼能力の弱い避難者向け備蓄ゼリー：400食 ○また、社会情勢や避難者ニーズに柔軟に対応できるよう、必要性を検討し品目等の見直しを図った。	A	備蓄については女性や災害時要配慮者に対応できるよう、必要性を考慮し、計画に対して柔軟に対応している。 避難対策や避難所の運営等は実災害時の混乱の中でも女性や災害時要配慮者への対策が実施されるよう継続して訓練や周知を行っている。	—	○方針の実現に向け、引き続き、計画的にプライベートテントの整備に取り組んでいる。 ○女性や要配慮者用の防災備蓄品の開発等に注視し、ニーズに合った備蓄に柔軟に対応していく。
						●男女共同参画の視点に立った避難所等の運営		新規	新規	○女性視点のみならず現在のジェンダーフリー思想に配慮した避難所運営に関する訓練項目を盛り込んだ避難所開設訓練を実施する。	—	—	○女性、乳幼児、高齢者、障がい者のほかジェンダーフリーに配慮した避難所の区画割やプライベートテントの活用方法等に関する項目を盛り込んだ避難所開設・運営訓練を実施した。	B		○実災害時の避難所における女性やジェンダーフリーに関する情報収集を図る。 ○今後も、女性の視点やジェンダーフリー等に配慮した項目を取り入れた訓練を継続して実施する。	
						●避難所従事者への女性の積極的な登用	新規	新規	○職員課に対して、避難所対応職員のリスト作成の際は地域防災計画に基づき避難所ごとに1名以上の女性職員を配置するよう継続して依頼する。	—	—	○避難所への女性職員の配置については、小山市地域防災計画に基づき、職員課においてあらかじめ避難所開設時派遣職員名簿（各避難所3名）を作成しており、全避難所58箇所のうち9割以上の避難所において、初期対応から女性職員1名以上が配置される体制を整えた。	B		○居住地と避難所との距離等の理由により、全ての避難所において初期対応から女性職員1名以上を配置することは難しい状況ではあるが、引き続き、職員課との調整を継続していく。		
						●防災における男女共同参画意識の啓発	人権・男女共同参画課	新規	新規	○イベントや啓発展示の中で、国や県の防災ガイドブックを活用し、防災における男女共同参画の意識啓発	—	—	○防災研修会で啓発・プライベートテント設置・子育て世代に配慮した防災災害対策・市防災ガイドブックやパンフレットなど	B	研修会を開催する際は、人権に配慮した内容とした。	—	○イベントや啓発展示の際、防災における男女共同参画の意識啓発を図る。
								●避難所運営に誰もがリーダーとして参画するための仕組みづくり	新規	新規	○男女共同参画の視点にたった防災研修会の開催（9/4）	—	—			○男女共同参画の視点に立った防災研修会～防災になぜ男女共同参画の視点が必要なのか～ 講師：鈴木秀洋（9/4 30名参加）	—

【全事業】令和5年度進行管理事業実績一覧

★成果指標を設定した事業内容

基本的取組	施策の方針	施策の方向	項目	事業番号	事業名	事業内容	担当課	新規・継続	事業番号第3次	令和5年度事業計画	現状値(R3)	実績値(R5)	令和5年度実績報告	事業の進捗状況 A順調 B概ね順調 C一部未実施あり	人権に配慮した点	目標値(R6)	令和6年度事業計画
3	13	その他の人権問題															
3	13	様々な人権問題に関する人権教育・人権啓発の推進															
3	13		66		①アイヌの人々 ②刑を終えて出所した人等 ③ホームレス ④拉致問題等 ⑤人身取引 (トラフィッキング)	●ホームページ及びリーフレットによる啓発	人権・男女共同参画課	継続	87	◎啓発活動の実施 ○市ホームページに人権に関する個別の課題について掲載 ・新型コロナウイルス関連の偏見・差別・誹謗中傷に対する抑制を啓発 「新型コロナウイルスに関連する人権への配慮について」 ・「リトラスリボンプロジェクト」との連携による啓発 ・「ハイトスピーチ」 ○拉致問題についての対応 ・「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」(12/10～12/16)について広報小山に掲載し、おーラジのインフォーマーシャルで周知 ・「拉致問題に関する地方自治体ネットワーク」に加入し、情報の収集を行う。	—	—	◎啓発活動の実施 ○市ホームページに人権に関する個別の課題について掲載 ・新型コロナウイルス関連の偏見・差別・誹謗中傷に対する抑制を啓発 「新型コロナウイルスに関連する人権への配慮について」 ・「リトラスリボンプロジェクト」との連携による啓発 ・「ハイトスピーチ」 ○拉致問題についての対応 ・「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」(12/10～12/16)について広報小山に掲載し、おーラジのインフォーマーシャルで周知 ・「拉致問題に関する地方自治体ネットワーク」に加入し、情報の収集を行う。	B	ホームページでは、誰にでもわかりやすい表現にした。各種広報媒体を活用し、情報提供に努めた。	—	◎啓発活動の実施 ○市ホームページに人権に関する個別の課題について掲載 ・新型コロナウイルス関連の偏見・差別・誹謗中傷に対する抑制を啓発 「新型コロナウイルスに関連する人権への配慮について」 ・「リトラスリボンプロジェクト」との連携による啓発 ・「ハイトスピーチ」 ○拉致問題についての対応 ・「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」(12/10～12/16)について広報小山に掲載し、おーラジのインフォーマーシャルで周知 ・「拉致問題に関する地方自治体ネットワーク」に加入し、情報の収集を行う。
						●人権問題に関する情報の収集・発信		継続	87	○新聞・ニュース・研修会等による情報収集 ○市ホームページに人権に関する個別の情報を掲載	—	—	○新聞・ニュース・研修会等による情報収集 ○市ホームページに人権に関する個別の情報を掲載			—	○新聞・ニュース・研修会等による情報収集 ○市ホームページに人権に関する個別の情報を掲載
4 推進体制																	
4	1	推進組織とフォローアップ															
4	1		67		○各部局における施策の推進とそれらの取組状況の把握及びフォローアップ	●第4次人権施策推進基本計画に係る進行管理及び計画のフォローアップ	人権・男女共同参画課	継続	89	○令和4年度の各課の人権施策について、実績報告の講評を受け、フィードバックをすることにより、施策の向上を目指す。	—	—	○令和4年度の各課の人権施策について、実績報告の講評を受け、フィードバックをすることにより、施策の向上を目指す。	A	人権啓発にかかわる機関等と庁内の人権課題を共有し、施策の推進に取り組んだ。	—	○令和5年度の各課の人権施策について、実績報告の講評を受け、フィードバックをすることにより、施策の向上を目指す。
						●小山市人権教育推進会議		継続	89	○人権施策の決定機関（幹事会含む） R5.12月：審議会によるR4年度事業評価の承認 随時新規の人権施策に対する検討	—	—	○人権施策の決定機関（幹事会含む） R6.1月：審議会によるR5年度 事業評価の承認			—	○人権施策の決定機関（幹事会含む） R7.1月：審議会によるR5年度事業評価の承認 随時：人権施策・課題等に関する検討を行う
						●小山市人権施策推進審議会		継続	89	○人権施策の諮問機関 事業実績について意見し、施策の向上を図る。 5～6月 令和4年度事業実績に対する意見聴取 6月 第1回小山市人権施策推進審議会（R4事業実績への意見集約、R5事業計画の報告） 9月 第2回小山市人権施策推進審議会（事業評価） 12月 第3回小山市人権施策推進審議会	—	—	○人権施策の諮問機関 事業実績について意見し、施策の向上を図る。 5～6月 令和4年度事業実績に対する意見聴取 R5.7.5 第1回小山市人権施策推進審議会（R4事業実績への意見集約、R5事業計画の報告） R5.10.4 第2回小山市人権施策推進審議会（事業評価） R5.12.13 第3回小山市人権施策推進審議会			—	○人権施策の諮問機関 事業実績について意見し、施策の向上を図る。 5～6月 令和5年度事業実績に対する意見聴取 6月 第1回小山市人権施策推進審議会（R5事業実績への意見集約、R6事業計画の報告） 9月 第2回小山市人権施策推進審議会（事業評価） 12月 第3回小山市人権施策推進審議会
4 2 国及び県との連携																	
4	2		68		○宇都宮地方方法務局栃木支局、人権擁護委員会など人権啓発活動に関わる機関との連携協力 ○人権教育・人権啓発に関する取組の情報提供	●宇都宮地方方法務局栃木支局との連携	人権・男女共同参画課	継続	90	○宇都宮地方方法務局栃木支局と連携した相談業務の実施 ・インターネット人権侵害事案の削除依頼 ・人権侵犯事案に関する相談 ○栃木・真岡人権啓発活動地域ネットワーク協議会	—	—	○宇都宮地方方法務局栃木支局と連携した相談業務の実施 ・人権侵犯事案に関する相談 ○栃木・真岡人権啓発活動地域ネットワーク協議会への参加	A	関係機関との連携により市民への人権啓発につとめた。	—	○宇都宮地方方法務局栃木支局と連携した相談業務の実施 ・インターネット人権侵害事案の削除依頼 ・人権侵犯事案に関する相談 ○栃木・真岡人権啓発活動地域ネットワーク協議会
						●人権擁護委員との連携・協力		継続	90	○栃木人権擁護委員協議会との人権擁護委員活動の連携・協力 ・中学生人権作文募集依頼 ・小学生人権絵画 ・人権書道募集依頼 ○県人権施策推進室との人権啓発活動の連携・協力 ・人権の花運動 (人権啓発活動地方委託事業) ○栃木・真岡人権啓発活動地域ネットワーク協議会	—	—	○栃木人権擁護委員協議会との人権擁護委員活動の連携・協力 ・中学生人権作文募集依頼 ・小学生人権絵画 ・人権書道募集依頼 ○県人権施策推進室との人権啓発活動の連携・協力 ・人権の花運動（人権啓発活動地方委託事業） ○栃木・真岡人権啓発活動地域ネットワーク協議会への参加			—	○栃木人権擁護委員協議会との人権擁護委員活動の連携・協力 ・中学生人権作文募集依頼 ・小学生人権絵画 ・人権書道募集依頼 ○県人権施策推進室との人権啓発活動の連携・協力 ・人権の花運動（人権啓発活動地方委託事業） ○栃木・真岡人権啓発活動地域ネットワーク協議会

【全事業】令和5年度進行管理事業実績一覧

★成果指標を設定した事業内容

基本的 取組	施策の 方針	施策の 方向	項目	事業 番号	事業 名	事業 内容	担当課	新規・ 継続	事業 第3 次 番号	令和5年度事業計画	現状値 (R3)	実績値 (R5)	令和5年度実績報告	事業の 進捗状況 A順調 B概ね順調 C一部未実 施あり	人権に配慮し た点	目標値 (R6)	令和6年度 事業計画	
4	2			68	○宇都宮地方 局栃木支局、人権 擁護委員会など人権 啓発活動に関わる 機関との連携協力 ○人権教育・人権 啓発に関する取組 の情報提供	●栃木県教育委員会との 連携・協力 ・下都賀地区人権 フォーラム ・人権教育市町担当者 研修会 ・県人権教育指導者専 門研修 ・県人権教育指導者ス キルアップ研修 ・栃木県総合教育セン ター主催人権講演会	生涯学習課	継続	91	○下都賀地区人権フォー ラム 6月8日(木) ○人権教育市町担当者研 修会 年3回 ○県人権教育指導者専門 研修 年5回 ○県人権教育指導者スキル アップ研修 年1回 ○県指導主事研修会・各教科 等指導主事研修会 年4回	年11回	年12回	○下都賀地区人権フォー ラム 6月8日(木) ○人権教育市町担当者研 修会 年3回 ○県人権教育指導者専門 研修 年5回 ○県人権教育指導者スキル アップ研修 年1回 ○県指導主事研修会・各教科等指導 主事研修会 年2回	A	研修で得た学 びをその後の 企画や講話に 活用した。	年10回	○下都賀地区人権フォー ラム 6月13日(木) ○人権教育市町担当者研 修会 年3回 ○県人権教育指導者専門 研修 年5回 ○県人権教育指導者スキル アップ研修 年1回	
4	3	市民・企業・関係団体等との連携																
4	3			69	○市民、企業、関 係団体、マスメ ディア、NPO、 ボランティア等の 自主的、主体的な 活動との連携	●市民・企業等の活動 の連携	人権・男女共 同参画課	継続	92	○下都賀地区人権フォー ラムへの参加 (6月8日予定) ○人権擁護委員の啓発活動	—	—	○下都賀地区人権フォーラム6月8日 (木)へ参加し、人権意識の高揚を 図った。参加者：市職員12名 ○人権擁護委員の啓発活動	A	定期的に研修 を行い、人権 擁護委員の資 質向上に努 め、人権啓発 に活かすこと ができた。	—	○下都賀地区人権フォー ラムへの参加 6月13日(木)予定 ○人権擁護委員の啓発活動	
					●人権運動団体と連携 による講演会・相談 事業			継続	92	○団体が主催する人権講演 会等への後援及び参加・ 人権講演会(部落解放愛する会主催) ○人権運動団体等と連携し た相談事業の協議・解決 ・隣保事業生活相談員による 巡回相談	—	—	○団体が主催する人権講演会等への 後援及び参加 ・人権講演会(部落解放愛する会主催) ○人権運動団体等と連携し た相談事業の協議・解決 ・隣保事業生活相談員による巡回 相談		—	○団体が主催する人権講演 会等への後援及び参加・ 人権講演会 (部落解放愛する会主催) ○人権運動団体等と連携し た相談事業の協議・解決 ・隣保事業生活相談員による 巡回相談		
					●マスメディア等の活 用による周知			継続	92	○テレビ小山、おーラジを 活用した周知	—	—	○テレビ小山、おーラジを活用した 周知			—	○テレビ小山、おーラジを 活用した周知	
					●人権運動団体主催の 講演会等の後援及び 参加		生涯学習課	継続	93	人権運動団体主催の講演会 等の後援及び参加 ＊詳細は未定	年4回	年8回	○栃木県人権研究会 6月24日(土) ○部落解放同盟第54回東日本研究集 会 7月5日(水) ○ヒューマンライツセミナー 11月9日(木) ○部落解放愛する会栃木県連研修会 11月21日(火) ○人権啓発サポーター養成講座 (オンライン) 12月1日(金)ほか	A	研修で得た学 びをその後の 企画や講話に 活用した。	未定	○人権運動団体主催の講演会 等の後援及び参加 ＊詳細は未定	